

令和5年3月14日

◎今城委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎今城委員長 御報告いたします。

3月10日の委員会で、文化生活スポーツ部に対し報告依頼を行い、それに対する資料の提出がありましたので、報告事項を追加した日程・次第と併せて委員の皆様へ配付しております。

また、昨日の委員会で西内(隆)委員から、子育て支援課に対して資料提出依頼があり、それに対する資料の提出がありましたので、委員の皆様へ配付しております。

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

#### 《文化生活スポーツ部》

◎今城委員長 それでは、文化生活スポーツ部について行います。

初めに、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎岡村文化生活スポーツ部長 それでは、文化生活スポーツ部が所管する議案などにつきまして御説明を申し上げます。議案につきましては、令和5年度一般会計予算、令和4年度一般会計補正予算及び条例その他議案が2件であります。

まず、令和5年度一般会計予算について御説明を申し上げます。お手元の資料②議案説明書(当初予算)の215ページを御覧ください。

こちらは、文化生活スポーツ部の予算総括表でございます。当部の一般会計の令和5年度当初予算額は、合計147億1,817万9,000円で、令和4年度と比べますと、金額にして1億9,800万円余り、率にして約1.4%の増となっております。

主な増額の要因といたしましては、所管施設の電気料金の高騰分への対応や、中山間地域の伝統芸能への支援の拡充、公立大学法人の施設整備に係る補助金の増などがございます。

続きまして、お手元の資料で青のインデックス、文化生活スポーツ部の見出しがつけました議案参考資料を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、1ページに横向きの資料で、令和5年度文化生活スポーツ部施策体系と主な事業をつけさせていただいております。主な事業につきまして御説明を申し上げます。

まず、左上の文化芸術の振興および国際交流の総合的な推進であります。

文化芸術の振興では、高知県芸術祭の開催や、文化人材の育成に取り組んでまいります。

文化施設の管理・運営では、当部が所管しております県立文化施設の管理運営のほか、美術館の収蔵資料の管理のためのICタグの導入や文学館の収蔵庫の改修など、施設の安

全性や利便性向上のための設備整備なども進めてまいります。

まんが王国・土佐のブランド化の推進では、まんが甲子園の魅力を国内外に発信するプロモーションの実施などデジタル化の取組や、海外参加国の増加に向けた取組の推進などグローバル化の推進を図り、国内外に向けて効果的に事業を展開してまいります。

地域の国際化の推進では、本県における外国人材の確保と定着を図るため、県内にお住まいの外国人の方向けの日本語教育をさらに推進してまいります。

国際友好交流・産業交流の推進では、韓国全羅南道など友好交流先との交流などを進めるとともに、本県で就労しておられる外国人の方のうち、国籍別で最も人数が多いベトナムなどとの間で、外国人材確保や活躍に向けた交流やPRの取組を進めてまいります。

次に、文化財の保存・活用と歴史文化の振興であります。

文化財の保存・活用では、中山間地域における伝統的な祭りや民俗芸能の活性化への支援を拡充するほか、高知城の防災対策など高知城の整備と活用に向けた取組などを行ってまいります。

歴史文化の振興では、当部が所管しております県立歴史系文化施設の管理運営のほか、歴史民俗資料館の空調設備の改修など、施設の安全性や利便性向上のための設備整備なども進めてまいります。また、高知県史の編さんに向けて、編さん体制の拡充を行うとともに、四国遍路の世界遺産登録に向けた取組なども推進してまいります。

次に、右上の安全で安心して暮らせる社会づくりであります。

消費生活の安定と向上では、昨年12月議会定例会で御説明いたしました第2期高知県消費者教育推進計画に基づき消費者教育を推進するとともに、食品ロス削減に向けたモニター調査や広報啓発などに取り組んでまいります。

安全で安心なまちづくりの推進では、犯罪被害者などに関する支援体制の充実を図るとともに、交通安全対策を推進してまいります。

次に、私学の振興・大学への支援であります。

私立学校の振興では、引き続き私立学校への運営費補助による支援を行いますとともに、授業料減免や奨学金、奨学給付金などによりまして、保護者の方々の経済的負担の軽減を図ってまいります。

公立大学法人への支援では、高知県公立大学法人への運営費交付金の交付や、法人が設置する大学の施設等整備への補助などを行いますとともに、引き続き高知工科大学の新学群の開設に向けた取組を進めてまいります。

次に、スポーツの振興であります。

スポーツ参加の拡大では、地域のニーズや課題などを踏まえ、市町村における子供のスポーツ環境の整備・充実に向けた取組を推進するとともに、多様なスポーツ場面におけるデジタル技術の活用や、地域おこし協力隊の活用などにより、県民の皆様がスポーツに参

加できる機会を拡充してまいります。

競技力の向上では、スポーツ科学センターによるスポーツ医科学面からのサポートのさらなる充実を図ってまいります。

スポーツを通じた活力ある県づくりでは、戦略的なプロスポーツ・アマチュアスポーツの合宿などの誘致の強化をはじめ、来年度、第10回の記念大会を迎えます高知龍馬マラソンを魅力的な大会として開催できるよう準備するなど、スポーツツーリズムを通じた交流人口の拡大につなげてまいります。

続きまして、令和4年度補正予算について御説明を申し上げます。資料④議案説明書（補正予算）の94ページを御覧ください。こちらは補正予算の総括表で、当部の補正額は合計で5,252万9,000円の減額となっております。

次に、条例その他議案につきましては、スポーツ課から高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案、私学・大学支援課から高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案の合計2件をお願いしております。

続きまして、報告事項につきましては、スポーツ課からの高知龍馬マラソン2023警備等委託業務に係る事案についての1件であります。

各議案及び報告事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明を申し上げます。

最後に、当部が所管いたします審議会の審議経過などについて御報告を申し上げます。赤のインデックス審議会等を御覧ください。令和4年度各種審議会の開催予定についてであります。開催日及び審議項目などにつきましては、それぞれ資料に記載しているとおりであります。

なお、前回の委員会以降に開催しました高知県消費生活審議会、高知県犯罪被害者等支援推進会議、高知県私立学校審議会につきましては、委員の名簿を資料の後ろに添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

◎今城委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈文化国際課〉

◎今城委員長 初めに、文化国際課の説明を求めます。

◎依光文化国際課長 文化国際課の令和5年度当初予算議案と、令和4年度補正予算議案について説明いたします。

まず、資料②議案説明書（当初予算）の216ページをお願いいたします。

主な歳入について説明いたします。科目欄の上から5つ目、4文化生活手数料は、パスポート交付時の手数料のうち、高知県分として2,018万1,000円を見込んでいるものでございます。その他の歳入は、歳出と併せて説明をいたします。

次に、218ページをお願いします。右側の説明欄の項目に沿って、主な内容を説明いたします。

一番下の行の2文化振興費は、後ほど別の資料で説明いたします。

219ページの3まんが王国土佐推進費でございます。まんが王国・土佐情報発信等委託料は、高知まんがB A S Eの運営を委託するものでございます。

1行空けまして、まんが王国・土佐推進協議会負担金は、漫画文化の推進とまんが王国・土佐のブランド化を目的として開催するまんが甲子園などの経費を、負担金として、知事が会長を務める協議会に支出するものでございます。この協議会は会長が知事であり、知事が代表である団体への負担金であることから、双方代理による契約を有効なものにするため、議会から事前許諾を頂こうとするものでございます。

次に、4文化施設管理運営費ですが、美術館管理運営委託料から県民文化ホール管理運営委託料までは、当課が所管する3つの県立文化施設の指定管理代行料でございます。

次に、220ページをお願いします。一番上の著作権管理委託料は、写真家・石元泰博氏の写真作品の著作権の管理について、事務処理の一部を高知県文化財団に委託するものでございます。

次の支障木伐採等委託料は、文学館の前の藤並の森の支障木を伐採するものでございます。

5文化施設改修事業費は、逼迫している文学館の収蔵庫の容量を拡大するため、収蔵庫内に収納棚の増設を行うものです。

6地域国際化推進事業費から221ページの9渡航事務費までは、後ほど別の資料で説明いたします。

続きまして、222ページをお願いします。旅券発給業務委託料に係る債務負担行為でございます。現在の旅券発給業務の委託契約は、令和5年度末までとなっております。そのため、来年度中に公募型プロポーザルにより次の委託先を募集し、5年間の契約を結ぶためのものでございます。

それでは、お手元の議案参考資料の赤いインデックス、文化国際課の1ページ目をお願いします。高知県文化芸術振興ビジョンの推進でございます。

まず、基本方針1、文化芸術を通じた県民の心の豊かさの向上の1つ目、県立文化施設の管理運営等では、県立文化施設において魅力的な企画展などを開催してまいります。

次のマル新、デジタルのところですが、文化施設の資料の効率的な管理に向け、美術館の石元泰博氏の写真作品について、I Cタグを導入することとしております。

その下の次期指定管理者の選定ですが、来年度は、当課と歴史文化財課が所管する5つの文化施設において、指定管理期間の最終年度となります。そのため、来年度中に令和6年度から10年度までの5年間の指定管理者の選定を行う必要がございます。当課が所管す

る美術館、文学館につきましては、専門的な知識を有する学芸員を配置し、企画展の開催や、資料の収集・保存、調査研究、教育普及といった業務に総合的に取り組む必要があることから、有識者の意見も踏まえまして、現在の指定管理者である公益財団法人高知県文化財団を直指定したいと考えております。また、県民文化ホールにつきましては、前回と同じように公募による指定を考えております。

次に、文化芸術振興ビジョン推進事業等については、芸術祭オープニングイベントなどの開催や、助成金などにより、地域の文化芸術活動を支援してまいります。

基本方針2は、歴史文化財課の所管になりますので省略いたします。

基本方針3、県民一人ひとりの文化芸術への参加意識の向上です。文化人材育成プログラムについては、文化芸術を地域振興に生かすことのできる人材を育成するため、オンラインによる講座を行ってまいります。

基本方針4、文化芸術を活用した地域の振興です。「まんが王国・土佐」の推進では、まんが甲子園の魅力国内外に発信するプロモーションの実施、まんが甲子園の海外参加校の増加に向けた取組を推進してまいります。

次に、2ページ目をお願いします。国際交流の総合的な推進でございます。

戦略の柱1、地域の国際化の推進です。高知県国際交流協会への助成や、外国青年招致事業による国際交流員の配置などにより、県民参加の国際交流に取り組んでまいります。外国人にとって暮らしやすい地域づくりの地域日本語教育の推進については、地域での日本語教室の開設や運営の支援、また、市町村や関係団体などとのネットワークづくりに力を入れてまいります。

柱2、国際友好交流の推進です。コロナで中止・延期されていた海外との往来が再開されつつあります。来年度は、韓国全羅南道と連携し、順天湾国際庭園博覧会において、高知県のPRを行います。また、南米の県人移住地との交流として、ブラジルへの訪問団の派遣や、南米移住者へのインタビューの記録動画の作成、ミクロネシアへの訪問団の派遣などを予定しております。

柱3、産業交流等の推進です。外国人材の確保に向けて、国際交流員の派遣や翻訳による支援のほか、商工労働部や農業振興部、関係団体、民間企業などと連携して、ベトナムなどとの交流を行ってまいります。また、国際交流連携企画として、駐日大使館などとのネットワークを活用して、日本国内の外国人留学生を高知県に招聘して、県内を回っていただき、留学生に高知の魅力を発信してもらおうツアーを開催いたします。

柱4、国際協力の推進です。中南米などに移住した高知県出身者の子弟を県内の民間企業などに、また友好交流都市のフィリピン・ベンゲット州の職員を県の機関に、それぞれ研修員として受け入れるものでございます。

最後に、一般旅券の発行等でございます。旅券法に基づくパスポートの発行に要する経

費を計上しております。旅券発給の申請については、この3月27日から電子化が導入されます。これに伴い、来年度中に申請手数料のクレジット納付が実施される予定となっております。そのための準備を行うこととしております。

続きまして、資料④議案説明書（補正予算）の95ページをお願いします。補正予算議案について説明いたします。

まず、歳入の科目欄の上から3行目、4文化生活手数料の一般旅券交付手数料です。コロナの影響により、手数料収入が当初見込みの約36%となったため、差額の1,220万8,000円の減額をお願いするものでございます。

96ページをお願いします。歳出について右側の説明欄に沿って説明いたします。

まず、一番上の欄の1文化施設管理運営費は、美術館と文学館の人件費に不用が生じたものでございます。

次に、1まんが王国土佐推進費は、まんが甲子園の本選大会への海外からの参加3校のうち2校がオンライン参加となったことなどにより、不用となった旅費を減額するものでございます。

次に、1国際交流推進事業費の国際庭園博覧会協力業務委託料については、来年度、韓国全羅南道で開催される展覧会に設置するオブジェの製作を予定しておりましたが、韓国の組織委員会と検討した結果、庭園内の高知県案内看板を修繕することに変更したため、不用になった分を減額するものでございます。

最後に、97ページをお願いします。繰越明許費でございます。

文化施設改修事業費は、美術館の舞台ワイヤレスマイクなどの更新事業において、調整などに日数を要し年度を越えての施工となるため、繰越しを行うものでございます。

以上で、文化国際課を終わります。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎西内（隆）委員 まず、「とさぶし」の件なんですけど、英語版か何かを計画していたんじゃないですかね。これを見た感じでは予算に上がってないけれど、上がらなかったんですか。

◎依光文化国際課長 海外への情報発信と思ひまして、多言語版を作成する予算を要求しておりましたが、予算が来年度はつかなかったことから、どのように実施するかというのを再度検討していきたいと思っております。

◎西内（隆）委員 我々が「とさぶし」を見て、新たな発見といいますか、魅力を感じる場所があります。海外向けに広報するというのは非常に面白い試みだと思ひますので、ぜひ何かまた新しいアイデアを加えて、再度チャレンジをされたらいいと思ひます。日本語版についても、たしか今はウェブで見られるんですか。

◎依光文化国際課長 ホームページに掲載しておりますし、あとSNSなどを使って、情

報発信もしております。

◎西内（隆）委員 それから、外国人の日本語教育の件について、今コロナもあつたり、円安の関係なんかも今後効いてくるんじゃないかと思うんですけども、現状の様々なそういう環境変化の下で、学習者数はどんなふうに移っていますか。

◎依光文化国際課長 現在、高知県内に住まわれている外国人は5,000人を超えまして、過去最多の数となっております。ただ日本語教室につきましては、現在8市町において実施しておりますが、昨年度アンケートを取った結果、なかなかその存在が外国人の方にも知られていないということが分かりました。人数については、その中の本当に僅かな方しか日本語教室に来て日本語を学んでいただいているということが判明しましたので、これから、その日本語教室などを知っていただくための普及啓発を市町村と連携して行ってまいりたいと思っております。

◎西内（隆）委員 非常に重要なことで、知らなかったら学習の機会にたどり着くこともないわけですけども、現状ではどういう周知になっているんですか。

◎依光文化国際課長 まずは、市町村の中でも外国人の数の多い、100人以上の市町村をピックアップしまして、日本語教室の開設について働きかけをしておりますが、既に多くの市町村、高知市はもちろん、南国市とか土佐市、須崎市、四万十市、土佐清水市などでは開設しております。PRにつきましては、主に市町村が、その市町村内に住まわれている外国人の方にPRをするという形で行っておりますし、高知県国際交流協会なども、講座やホームページ、ウェブなどを通じて、日本語教室の開催について周知をしようとして取り組んでおります。

◎西内（隆）委員 学習場所がある自治体においては、そういう取組があるということなんだと思うんですけど。ちなみに、そのアンケートはどうやって取っているんですか。

◎依光文化国際課長 今年度、日本語教育の推進の施策を検討していくために、日本語教育実態調査というアンケートを行いました。実際、日本語教育が必要な方というのは、永住されている方というよりは、技能実習生として高知県に来られた方が、やはり日本語が十分でないということですので、技能実習生を中心にして外国人の方、それから、技能実習生などを雇用されている事業者の方や市町村にアンケート調査を行いました。

そのアンケート結果によりますと、事業者の方は、やはり技能実習生の方たちに、日本語をもっと学んで、話したり聞いたりということがもう少し上達してほしいという希望がございますし、外国人の方も、もっと日本語が使えるようになりたいという希望を持っておりますので、日本語教室の開設の重要性を私どもも実感しまして、今後、より市町村に対して、そういった地域の現状をお伝えして、日本語教室の開設について協力を求めていると考えております。

◎西内（隆）委員 つまり、在留資格別に持っている名簿に対して、直接アンケートをか

けられる状況にあるということですか。

◎依光文化国際課長 どちらかという、事業者を通して配布していただいたという形になります。

◎坂本委員 予算が若干増額している大きな要素として、光熱費を増額したという話が部長からありましたけども、予算書219ページの文化施設管理運営費の中にその増額分が含まれているということであれば、それが大体どれぐらいなのかを教えてください。

◎依光文化国際課長 文化施設管理運営費の、施設の管理運営の代行料の中に、電気料の高騰分も含まれてございます。美術館につきましては、電気料の高騰分が2,625万8,000円追加しております。文学館につきましては328万8,000円、県民文化ホールにつきましては1,326万7,000円の追加加算となっております。

◎坂本委員 例えば県民文化ホールだったら、使用料にその分を転嫁するとかということはあるんですかね。

◎依光文化国際課長 電気料が高騰したために使用料を上げるといったことは行っておりません。使用料は条例で定められていますので、そのとおりの使用料を徴収していただいております。

◎坂本委員 国際交流の関係で、産業交流等の推進ということで、特に最近ではベトナムとの交流で、昨年もイベントをオーテピアの横の西敷地でされていて、すごくにぎわっていましたよね。そういう交流も含めてですが、実は私たちも、もう20年近く前からベトナムの民族舞踊のアンサンブルコンサートを高知で実施したりしてきたんです。ただその頃は、なかなかどこからも協力が得られないということで、開催に苦労してきたんですけども、今後、財政的な支援とかじゃなくて、それを開催するに当たっているいろんな相談なんかも、そちらのほうでしていただけるようになるのでしょうか。

◎依光文化国際課長 高知県が親しくお付き合いをさせていただいているところにつきましては、実は今インドのほうから、インド舞踊の公演会を高知県で開催したいという希望が来てございまして、うちの課でも協力して実施させていただくようにしておりますので、当課に御相談いただければと思います。

◎坂本委員 分かりました。またそういう機会がありましたら、いろいろと御相談させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎西内（健）委員 コロナも大分収まって、来年度から国際交流というのが広がっていくとか、進んでいくんでしょうけど、例えばブラジルに視察に行くときに、文化国際課から随行員は何人ぐらい出される予定なんですか。

◎依光文化国際課長 前は平成30年にブラジルを訪問しておりますが、そのときは高知県全体で10人、県職員ですとか県議会の方、あと市町村長などと訪問団を結成してブラジルを訪問しております。当課からは、まだ決まっておはりませんが、部長以下、国際交流



員も含めて、二、三名の参加になろうかとは考えております。

◎西内（健）委員 職員は現地で一番仕事していただくというか、議員のアテンドなんかも多くて、そんな方々が特に南米だと、12時間、12時間という、間に滞在の四、五時間も含めて24時間の長い航路になって、そんな中でエコノミーで行かれて仕事されるのはすごく心苦しいなっていうのを以前も感じてですね。どなたかの議員も質問をされたと思うんですけども、ビジネスとはいかないまでも、エコノミーの少しいいクラスのシートで行かれるような形で、職員にも配慮してはいかがなと思うんですけど、部長その辺はいかがでしょうか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 お心遣いありがとうございます。関係する部署と検討させていただきたいと思います。

◎西内（健）委員 非常に議員の、わがままとは言いませんけどそういったところもいろいろと聞かなきゃいけないところもあると思いますので、ぜひ御検討をよろしくお願いします。

◎吉良委員 文化施設の改修事業とかあるんですけども、今、コロナの関係で、ライブ配信だとかで公演をやる機会が多くなっているようなんですけども、どうも県民文化ホールにそういう施設がないということを知ったんですけども、どうなっているのでしょうか。

◎依光文化国際課長 例えばオレンジホールなんかでの公演自体を配信するというような形のことでしょうか。すみません、ちょっと具体的なことは、県民文化ホールとまだそこまではお話したことはございませんので、また確認させていただきます。

◎吉良委員 いろんなそういう機会も増えているんで、実はそれで配信しようとしたら新たにそういう機器も含めて自分たちで委託しなくちゃいけないということで、すごく割高になるというような御意見も頂いたので、また検討していただければと思います。

◎依光文化国際課長 W i - F i の設備を充実させて、そういったオンラインの取組にもできるだけ対応できるようにしていく予定としております。あと、県民文化ホールはかなり老朽化が著しい部分がございます、いろいろな要望が毎年出ておるんですが、なかなか全てに予算をつけて改修していくことはできませんので、今後も引き続き、様々な要望を確認して、適切に施設整備ができるように考えていきたいと思っております。

◎吉良委員 W i - F i の施設の強化は、来年度中にやるということですか。

◎依光文化国際課長 そうでございます。

◎吉良委員 分かりました。

あと、文化振興ということですけども、文化庁からも学校公演を含めて、いろいろ生の公演を県民に直接触れる機会を与えていくということが大事だと思うんですけども、そういう取組はこの予算の中にはないんですか。

◎依光文化国際課長 例えば高知県芸術祭を毎年秋に開催しておりますが、そちらは県が

文化財団に委託して、その中でコンサートなどを、来年は海外で活躍をされているような団体を招聘しまして、県内で公演会を開催していただくようにしております。あと県民文化ホールでは、毎年50ぐらいの自主事業ということで、様々な音楽の演奏会であったり、夏休みは子供向けのイベントであったり、ファミリー向けのものであったり、映画祭であったり、そういったものを県民文化ホールの自主事業としても実施しております。

◎吉良委員 それは出前というか、出向いて行って各施設でやるというんじゃなく、ホールだとかで行うものに、何らかの招待をしたりということですか。

◎依光文化国際課長 先ほどの県民文化ホールの自主事業や高知県芸術祭については、来ていただくものがございます。また、県立美術館などでは出前コンサートなども行っておりました、アーティストの方を学校へ派遣して、学校でクラシック教室を開いていただくといったような取組も行っております。

◎吉良委員 県外からのそういう著名なアーティストを招くのもいいですけど、やはり県内で活動している演劇団体や音楽関係、あるいは伝統芸能とかの方々に、県民の方々が触れていく、知って、そのよさを共有していくのは非常に大事だと思うんです。ぜひ、そういうものに触れられるような企画を多く持っていただきたいと思うんですけれども、そういう何か方向性というのはございますか。

◎依光文化国際課長 コロナが一つのきっかけにはなりましたが、高知県芸術祭のオープニングイベントは、今年度も地元で活動されているアーティストの方に集まっていたいて、四万十市や室戸市などで、例えば数人の方に順番に演奏していただくといった取組を行っております。これが好評ということもございまして、来年度もそのような形で地元の方に演奏していただく機会を持ちたいと思っております。

◎吉良委員 ぜひその機会を増やしていただきたい。日常的にそういう、特に地域の文化活動なんかに接している方々の火を絶やさないためには、やっぱり見てもらう場をいかにたくさん持っていくかが非常に大事だと思うんですよね。ぜひ、そういう方向で数を増やして、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

現時点で、何か公演の分かるものがあれば、また後で回していただきたいんですけども。特に県内の団体が、どこでどのような公演をするのかということが分かるようなら。

◎依光文化国際課長 来年度の開催予定は、実際の団体はまだ決まってははいないんですけども、今年度開催した実績でよろしければ、お渡しさせていただきたいと思います。

◎土森委員 この歴史人材の育成は課長のところでよろしいのでしょうか。

◎依光文化国際課長 すみません、歴史文化財課です。

◎土森委員 分かりました。

先ほどの高知県芸術祭、四万十市の「はれのば」でやっていただいて、10以上のアーティストが来てくれて、高知県の人がやってくれて本当にありがとうございます。また今年

も楽しみにしております。

それと、先ほど西内（隆）委員からありました外国人の日本語教室ですけど、四万十市も始まったばかりだと思うんですね。黒潮町でもよくやっています。先ほど言いましたように、技能実習生の方がどうしても話がまだまだで、なかなか理解ができない。話せる人と話せない人がおりますので、なかなか先生も大変だと思うんですけど、何回かやっただけであれば。また、そこに行く道中のアクセスとかもまだまだ分かってない人もいると思うので、もうちょっと詳しくいろんなところで案内を出していただければと思いますので、要請ということでよろしくをお願いします。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、文化国際課を終わります。

#### 〈歴史文化財課〉

◎今城委員長 次に、歴史文化財課の説明を求めます。

◎中内歴史文化財課長 当課の令和5年度当初予算及び令和4年度補正予算について御説明いたします。

最初に当初予算でございます。お手元の資料②議案説明書（当初予算）の226ページをお開きください。歳出の2歴史文化財費について、右側の欄に沿いまして主なものを説明させていただきます。

まず、1人件費につきましては、当課の職員と高知県文化財団への派遣職員の人件費でございます。

続きまして、227ページを御覧ください。2文化財管理調査事業費は、新たな文化財指定、また、文化財を保護・活用するための調査や市町村保存団体等に対する助成などに要する経費でございます。

内訳の上から7つ目、旧陸軍歩兵第44連隊跡地整備等事業委託料につきましては、このたび弾薬庫及び講堂が国の登録有形文化財に登録されたことを受けまして、保存活用計画を策定する費用などを計上してございます。これにつきましては、文化庁の協力を得てこの計画を策定することで、財源対策などについて国庫補助事業を活用し、県の財政負担の低減を図りたいと考えておりまして、開館の目標としましては、令和11年度となる見込みでございます。

その2つ下、文化財保存事業費補助金は、所有者や市町村などが行う文化財の修理や伝承などの事業に対し補助を行うものでございます。来年度につきましては、中山間地域の民俗芸能活動への支援を拡充し、これまで補助対象としておりませんでした市町村指定や未指定の民俗芸能などに対しまして、補助を行うこととしております。

土佐藩主山内家墓所管理費等補助金は、国史跡である土佐藩主山内家墓所を適切に保存・活用するため、管理団体である公益財団法人土佐山内記念財団に対し、史跡の保存に

要する経費を助成するものでございます。

民俗芸能活性化推進事業費補助金は、民俗芸能の発表の場を設けることにより、広く県民の皆様に本県の民俗芸能の価値と現状への理解が広がりますよう、実行委員会が実施する土佐の民俗芸能祭、仮称でございますが、の開催に補助するものでございます。

3 埋蔵文化財発掘調査事業費は、埋蔵文化財の発掘調査や、埋蔵文化財包蔵地の管理に要する経費でございます。

228ページをお開きください。1 番目の調査委託料は、国が実施する工事に伴う発掘調査業務を高知県文化財団に委託して行うものでございます。令和5年度は、安芸道路の東浜・土居遺跡などの調査を予定しております。

4 高知城保存管理費は、高知公園の管理運営や、高知城の重要文化財建造物などの文化財の保存整備の費用でございます。

内訳の1つ目、高知公園管理運営委託料は、高知公園の管理運営を行う指定管理者への委託料でございます。指定管理期間は令和5年度から9年度までの5年間でございます。

高知城保存整備等事業委託料は、平成30年度から実施しております石垣カルテの作成のほか、支障木の伐採や防災設備改修工事の施工管理委託などの費用でございます。

1つ飛びまして、高知城保存整備工事請負費は、高知城の防災設備の改修工事に要する費用でございます。本工事につきましては、抜本的な防火対策の向上を図ることを目的に令和3年度からの3年間で、スプリンクラーや防犯カメラの増設、ポンプ室の建築などの整備を進めております。令和5年度末の完了を予定しているところでございます。

5 文化施設管理運営費の高知城歴史博物館管理運営委託料から埋蔵文化財センター管理運営委託料までは、当課が所管します4つの歴史系文化施設の指定管理に係る代行料でございます。このうち、歴史民俗資料館と坂本龍馬記念館は、現在、公益財団法人高知県文化財団を指定管理者としておりますが、文化財団は歴史及び博物館運営に関する専門的な人材を擁し、指定管理者としてふさわしいことから、次期指定期間でございます令和6年度からの5年間も、引き続き文化財団を指定管理者として指定する方向で考えているところでございます。

一番下段のプロモーション実施委託料は、観光博覧会「牧野博士の新休日」に連動しまして、坂本龍馬記念館で実施する企画展や、高知城歴史博物館などに同博覧会のPRを行うためのデジタルサイネージを設置することを、令和4年度に引き続きまして、文化財団に委託して実施するものでございます。

続きまして、229ページを御覧ください。6 文化施設改修事業費は、歴史系文化施設の改修などの費用でございます。来年度は、老朽化しております歴史民俗資料館の空調設備の更新工事及び展示ケースの改修工事の費用、また、これに要する工事監理費用などを委託料として計上してございます。なお、空調設備更新工事に伴い、令和5年度下半期に休館

を予定しているところでございます。

7 県史編さん費でございますが、1つ目の広報誌制作等委託料は、文化広報誌「とさぶし」に県史の特集ページを設けまして、調査などについて情報発信するための経費を盛り込んでございます。

調査委託料は、東京大学史料編纂所所蔵の本県関係の古代・中世の史料の調査を実施する経費でございます。

事務費につきましては、来年度は、古代中世、現代の2つの専門部会を増設することとしております。委員会や調査に要する謝金や旅費、調査情報を共有するためのクラウド導入の経費などを計上しております。

8 四国遍路世界遺産登録推進費は、四国遍路の世界遺産登録を目指しまして、具体的な取組を進めるための経費でございます。来年度も、高知市の雪蹊寺や種間寺などで基礎調査を委託して実施するほか、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用しまして、市町村が実施いたします遍路道の補修や環境整備を支援してまいりたいと考えております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。231ページをお開きください。

旧陸軍歩兵第44連隊跡地整備等事業委託料は、先ほど御説明いたしました文化財保存活用計画の策定に要する費用の委託料のうち、令和6年度の575万7,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上が令和5年度の当初予算でございます。

続きまして、令和4年度の補正予算について御説明いたします。お手元の資料④議案説明書（補正予算）の99ページを御覧ください。

まず左端、科目の欄の1文化振興費でございます。右側の説明欄を御覧ください。

1 県史編さん費の財団法人等派遣職員費負担金は、公益財団法人土佐山内記念財団から県史編さん事業に従事する派遣職員の人件費負担額を追加計上するものでございます。

事務費は、旅費の節減などにより減額するものでございます。

2 四国遍路世界遺産登録推進費は、札所寺院調査委託料を入札減により減額するものなどでございます。

続いて100ページをお願いいたします。5文化財費でございます。

1 文化財管理調査事業費の文化財保存事業費補助金につきましては、朝倉神社社殿改修工事などで計画見直しがあり、見込み額を下回ったことから減額するものでございます。

2 埋蔵文化財センター管理運営費の管理運営委託料につきましては、人件費が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、繰越明許費でございます。101ページを御覧ください。繰越明許費明細書でございます。

高知城保存管理費につきましては、高知城納戸蔵南面外壁補修工事と高知城防災設備改

修工事につきまして、合わせて2億3,654万3,000円の繰越しを追加でお願いするものでございます。納戸蔵南面外壁補修工事につきましては、防災工事と施工箇所が重なりますことから、工期の調整など計画の見直しが必要となったものでございます。防災設備改修工事につきましては、史跡内の工事でございます、文化財への影響を最小限にとどめるため、工事に併せて試掘確認調査を行い記録及び保存を行う必要があることから、日時を要したものでございます。これによりまして、年度内に完了することが困難となりましたことから、繰越しをお願いするものでございます。

その下の文化施設改修事業費につきましては、坂本龍馬記念館で施工しております監視カメラ増設工事におきまして、配線ルートの変更や機材の調達等に日時を要したため、年度内の終了が困難となりましたことから、繰越しをお願いするものでございます。

以上で、歴史文化財課の説明を終わります。

◎**今城委員長** それでは質疑を行います。

◎**土森委員** 歴史人材の育成ということで、養成講座はどういったことをやっているか教えてください。

◎**山崎歴史文化財課企画監（県史編さん担当）** こちらの養成講座でございますが、今年度から専門部会が設置されまして、本格的に歴史資料の調査が開始されました。資料調査に当たりましては、まず資料を読むというところもございまして、その資料を、記録を残す、撮影するというのも大事な作業になってまいります。このため、まず今年度は養成講座といたしまして、歴史資料を撮影する技術を、主に大学生などをターゲットとして講座を開催いたしました。こちらは2回開催しまして、合計22名の修了者で、今、資料調査などに従事していただいております。

◎**土森委員** これからまた人材を増やしていくというようなイメージですか。

◎**山崎歴史文化財課企画監（県史編さん担当）** 今後は、大学生はもとより、できるだけ地域の方もこういった調査に携わっていただきたいという思いもございまして。まずはその撮影をできるといった人材の確保とともに、併せて、来年度は資料を読んで整理するという講座もできないかということで、高知城歴史博物館などと連携して企画設計を行っている段階でございます。

◎**土森委員** 歴史を知るということはいいことなので、お願いいたします。

◎**西内（隆）委員** 県史編さん事業なんですけれども、私もこの編さん事業に関わっておる人から、やっぱりなかなか予算面でかなりの工夫をしてやりくりしているというような話を聞きました。本当に貴重な事業だと思いますので、何とかしっかり予算をつけて体制整備を図ってほしいと思いますけれども、現状、その体制側の課題はありますか。もしありましたらお願いします。

◎**山崎歴史文化財課企画監（県史編さん担当）** 県史編さんは、やはり非常に長期にわた

り予算も必要となります。まず第1は、その資料調査に関わっていただける人を確保するということをごさいます。これは、それぞれ専門分野別に今後8つの専門部会を設けるという基本方針になっておりますので、そちらには、大学の教官クラス、あるいは学芸員といった方に専門委員としまして編集や調査に加わっていただいております。

あと、先ほどの養成講座もありましたが、そういった大学生や今後は地域の方も巻き込んで、資料調査に従事していただく人を育てるということで、まずは、従事していただく人の確保が大事だろうと考えております。

次に、その資料の情報・成果の共有をどうするかということをごさいます。これまでは資料調査などでの成果を、例えば写真撮影などでデジタルで撮ったものが、なかなか関係者が共有できないということもございました。これはデジタル政策課や財政当局とも相談いたしまして、来年度からは一定クラウド管理ということで、関係者で素早く情報共有ができて、調査もちょっと加速できる体制を整えるということで、そういった情報の共有ということも課題でしたが、これも来年度は進展を見込めるようにはなっております。

あと、調査場所というか、資料の調査などは一定スペースも必要でございますが、これも庁内で検討して、今月末から、今のスペースの3倍強ぐらいになる県の自治会館をお借りできることとなりますので、場所の確保もできるということで、皆様の御協力をいただきながら、少しずつ前に進めていっておる状況でございます。

**◎西内（隆）委員** 記念すべき事業ですので、しっかり予算をつけてもらって、我々もしっかり応援してまいりたいと思います。

それと、いろいろ朝倉神社や土佐神社などやお寺の修繕事業の予算が計上されております。どうしても、山内墓所の保存活用とか高知城とかという大きなところ、動きがあったところで、文化財の活用ということでスポットが当てられがちなんですけれども、そういう朝倉神社とか土佐神社とかお寺なんかにしても、修理工事するときに、たしか県の文化財団、あるいは国の保存の財団なんかが入ってきて、いろいろ調査をかけているはずなんですよね。そういったところから新たに分かった、例えば土佐神社の楼門だったら、こんなふうに使っていたんじゃないか、2階部分は屋根がすごく低いんだけど、昔はここで飲み食いしながら、下の町が見えるような考え方で設計したんじゃないか。これはまだ確定事項ではないのかもしれませんが、そんな新しい知見が得られたように聞いております。そういったものも活用しながら、修理しました、終わりましたじゃなくて、きれいになったタイミングで、県としても、この文化財を観光の側面からも活用できるような、あるいは文化財としてもっと皆さんに触れてもらえるような機会の創出につなげていただければと思います。

**◎中内歴史文化財課長** 私どもも文化財の修理は、活用する第一歩だというふうに捉えております。今、西内（隆）委員からも御案内がありました、様々な知見が修理の中で明ら

かになる。そういったところを、まず修理の中で現場見学会を必ず設けるようにして、専門の職員から、その意味であったり、今後どのように使っていくべきなのかということについて、御説明の機会を持つようにしております。

今回の朝倉神社の修理におきましても、例えば青い色で申しますと、通常はいろんな色素は顔料が使われているものが多いんですけども、今回は本藍を使用させていただきました。これにつきましては、本藍が使われたということが、根拠を持って、現場の板絵から確認ができたということもありまして、今回使用させていただきました。

そういったいろんなことが分かりつつありますし、文化財、建物だけではないですけども、それだけで地域が成り立っているわけではございませんし、地域の歴史を語るために、地域の皆さんに愛していただかないといけない大事なものでございますので、そういった点でも地域の皆様に丁寧に情報発信をしてまいりたいと思います。

◎吉良委員 文化財管理調査事業費の文化財保存事業費と民俗芸能活性化推進事業費について、個々での目的は非常にいいわけですけども。民俗芸能活性化推進事業費は国からの財源を使うということで、クラウドファンディングを募るとなっているんですけども、これは県が募るんですか。

◎中内歴史文化財課長 御指摘のとおり、県でクラウドファンディングの事業を行います。

◎吉良委員 趣旨はよくって、国からの財源もあって、しかし、その手法としてプラスのクラウドファンディングとなると、私の理解では、クラウドファンディングというのは民間が広く同志を募って財源確保することになるんですけども。大事なことは、こんな将来予想できないようなことではなくって、きちんと県が予算づけをするべきだと思うんですけども、このクラウドファンディングに、要は募るということになったその経緯、理由を教えてくださいませんか。

◎中内歴史文化財課長 県が支援していくためには必要な財源を確保していくということは、委員御指摘のとおりでありますけれども、クラウドファンディングを通じて多くの皆様に民俗芸能を御支援いただくということを共有させていただきたいと考えております。

◎吉良委員 そしたら、いろんなもので県がクラウドファンディングをいっぱいやるわけですか。その何か基準というか、それがちょっと納得できないんです。

◎岡村文化生活スポーツ部長 吉良委員が御指摘のとおり、文化財の保存と活用につきましては、しっかりと県において予算措置を講じていくということが基本であると、これはもうそのように認識しております。その上で、例えばこれまでも四国遍路の世界遺産登録に向けての取組、遍路道の保全に対する支援につきまして、クラウドファンディングを活用させていただいたケースもございますし、また、文化財保護法が改正された際のコンセプト、考え方としましては、貴重な文化財を、社会総がかりで保存・活用していくという取組の機運も高めていかなければならないとされていたと承知しております。



そうした中で、繰り返しになりますけれども、貴重な文化財、民俗芸能も含めて、それを次の時代にしっかりと引き継ぎ、そして保存・活用していくというこの取組の責務は、当然県にございますし、予算措置もしっかりと講じてまいります。その上でということですが、県民の皆様にも、例えば今回の土佐の民俗芸能祭といった場で、県内の伝統ある民俗芸能の披露を県民の皆様にも間近に見ていただくことで、民俗芸能の価値、あるいは現状について、しっかりと理解を深めていただいて、そして、県民の皆様にも御支援も頂きたいということです。ですからあくまでも、繰り返しになりますけれども、県における予算措置がもう大原則、基本でございます。その上で、県民の皆様にも文化財や民俗芸能に対する価値や現状の理解の下に御支援いただければという思いでございます。

◎吉良委員　そもそも土佐の民俗芸能祭の総額、それからクラウドファンディングで目標とする額、それから集まった財源を執行する場合の議会への報告を含めてチェックはどうなるんですか。クラウドファンディングで集めたものは、予算は勝手に使えるんですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長　クラウドファンディングで頂けたお金につきましては、歳入歳出予算に計上させていただきますので、歳入の見込み、そしてそれをどのように活用させていただくのか、これは当然のことですけれども、議会にお諮りをさせていただくことになってまいります。

また、令和5年度におきましては、土佐の民俗芸能祭を開催させていただく予定としておるわけですが、この開催を通じて県民の皆様にも、先ほど申し上げました、民俗芸能への価値や現状への理解を深めていただいて、クラウドファンディングを実際に行うのはその後ということになってまいりますので、現時点ではそういった考え方でいるところでもあります。

◎吉良委員　だから、その目標額、その使途を明確に提示するべきだと思います。それは今の計画ではどうなっているんですか。出たところ勝負なんですか。何のために使うのか、もっと明確に出すべきだと思います。

◎岡村文化生活スポーツ部長　御指摘のとおりであろうと思います。現時点におきましては、繰り返しになりますけれども、まずは土佐の民俗芸能祭を来年度開催いたしまして、県民の皆様にも民俗芸能に対する価値や現状への理解を深めていただいて、その後にクラウドファンディングについても実施を検討していきたいということでもありますので、現時点で目標額を定めているものではありません。ただ、恐らく使途につきましては、当然ながらそういった民俗芸能などの保存活動への支援に使わせていただくことになるのではないかと考えているところでもあります。

◎吉良委員　目標額も明確にならない、使途も明確にならない、雲をつかむような提案ですので、ぜひ早急に、そういう方向性はちゃんと議会にも提示するというのを要請しておきたいと思います。

◎坂本委員 先ほどもお伺いしたんですけど、歴史系の施設管理の中では、この管理運営委託料の中に、光熱費に充当する分が増額されていると思います。予算見積りでは令和5年度幾らとなっているのが、それが多少増額された形でここに出てきていますが、その分が光熱費に当たる分でしょうか。例えば、高知城歴史博物館の管理運営委託料だったら、予算見積りのときには約2億7,800万円で、それが今回約2億8,100万円が出ていますから、その差額が光熱費というふうに見ていったらいいのでしょうか。

◎中内歴史文化財課長 御紹介がありました高知城歴史博物館でございましたら、電気代を含めた物価高騰分としまして1,135万8,000円を計上しております。また、次の歴史民俗資料館につきましては1,153万円、坂本龍馬記念館は1,191万円、埋蔵文化財センターは173万円、高知公園につきましては240万円でございます。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、歴史文化財課を終わります。

#### 〈県民生活課〉

◎今城委員長 次に、県民生活課の説明を求めます。

◎山岡県民生活課長 県民生活課の提出議案であります令和5年度当初予算について御説明させていただきます。資料②議案説明書（当初予算）の233ページを御覧ください。

歳出でございます。令和5年度の県民生活課の予算額は3億453万9,000円で、前年度より3,235万7,000円の増額となっております。

令和5年度の主要な取組及び予算額について、議案参考資料の赤いインデックス、県民生活課のページで御説明させていただきます。

当課は、安全で安心して暮らせる社会づくりを目指し、消費生活の安定と向上、NPO活動の促進、安全で安心なまちづくりの推進の3つを柱に事業に取り組んでおります。

まず、左上の消費生活の安定と向上についてです。予算額は、消費者行政推進事業費が4,009万円、消費生活センター費が3,447万3,000円でございます。

下の二重丸の消費生活相談窓口の機能強化、啓発の充実では、県立消費生活センターにおいて、相談員8名を配置いたしまして、県民の皆様からの様々な相談に対応し、助言やあっせんを行うとともに、消費者への啓発や、市町村の相談窓口への助言などの支援を行っております。また、消費生活センターにおけるデジタル化の取組といたしまして、令和4年度は、県立大学との連携講座と暮らしのサポーターフォローアップ研修をオンラインで実施いたしました。引き続き、県民の皆様からの様々な相談に対応いたしますとともに、オンラインの活用により、時間や場所にとらわれず、必要な知識にアクセスできる環境づくりを目指してまいります。

市町村における消費者行政の推進では、国の地方消費者行政強化交付金を活用いたしまして、県や市町村における消費生活相談窓口の機能強化や啓発の充実に取り組みます。県

では消費者被害を未然に防止するための啓発資料の作成など、市町村では専任相談員の配置や住民への啓発の強化を行います。令和5年度は、市町村消費者行政推進事業費補助金といたしまして、1,277万3,000円を予定しています。

消費者教育の推進は、県民の皆様への情報提供や啓発を通じて、悪質商法等の被害に遭わず、自主的かつ合理的に行動でき、自らの消費行動を通じてよりよい社会の発展に寄与する、いわゆるエンカルな消費者の育成を行います。令和4年度に先行いたしました、若者の消費者被害未然防止啓発動画コンテストの最優秀作品などを活用したテレビCMなどにより広報する委託経費などを計上しております。

食品ロス削減の推進は、高知県食品ロス削減推進計画に基づき、県民の皆様や事業者の方々に食品ロス問題やその実情を認識し、実際に削減に向けた行動に移していただくよう、食品ロスモニター調査の委託や、食品ロスの発生原因や削減の有効事例などを新聞広告などにより広報する委託経費を計上しております。

続きまして、その下のNPO活動の促進についてです。予算額は、社会貢献活動推進事業費が3,996万3,000円です。最初の二重丸ですが、第5次高知県社会貢献活動支援推進計画の策定に向けた基礎資料とするため、県民の皆様の社会貢献活動への関心度や参加状況、NPOへの寄附の状況などを把握するための県民意識調査を新規事業として計上しております。

NPOの認証・認定事務の適正な執行では、NPO法人の設立認証・認定に係る法人化の検討から申請手続までの事前相談等への対応を、包括的に高知県ボランティア・NPOセンターに委託する経費を計上しております。

NPO活動基盤の強化は、地域を担うNPOの育成を進めるため、高知県ボランティア・NPOセンターへの補助を通じて、NPOへの情報提供や研修、ネットワークづくりなどの支援を行い、NPOの活動の促進を図るものでございます。

行政との協働の推進では、NPOへの県職員の短期派遣研修や、行政・NPO協働推進セミナーの開催を実施いたします。

続きまして、右側の安全で安心なまちづくりの推進についてでございます。まず、交通安全対策の推進の予算額は、交通安全対策推進費として5,461万4,000円となっております。これは、高知県交通安全推進県民会議を中心に、各種の交通安全関係団体、市町村、県警察などと連携・協力した交通安全に関する啓発、交通安全こどもセンターや交通事故相談所の運営など、交通安全対策全般に係る経費でございます。県内における交通事故は、件数、負傷者数ともに年々減少しております。昨年の交通事故死者数は26人で、昭和27年から県警察が統計を取り始めて以降、2番目に少ない数でした。一方、65歳以上の高齢者の方の死者数は20人と全死者数の77%を占めており、高齢者の交通事故防止が大きな課題となっております。このため、関係機関や交通安全ボランティア団体など関係団体と連携・

協力し、広報啓発などの交通安全対策に取り組んでまいります。

自転車の安全利用の推進では、道路交通法の改正により、来月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となることから、ヘルメット着用や自転車損害賠償保険加入の推進など、自転車の安全利用の啓発を行うCM放送の経費などを計上しております。

交通安全こどもセンターの運営では、高知市比島の交通公園の管理運営を、一般社団法人オフィスポラリスを指定管理者として委託する経費835万1,000円を計上しています。交通安全こどもセンターでは、幼児、児童、生徒が楽しみながら交通安全ルールを学べる場となっています。また、令和5年度は、老朽化した歩道橋の改修や点字ブロック等の補修を行うことにしています。

次に、中段の犯罪被害者等の支援ですが、予算額は1,764万2,000円でございます。犯罪被害者やその御家族が犯罪により生じた被害から早期に回復し、心身の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の支援に関する取組を総合的に進めるものでございます。

犯罪被害者等の相談体制の充実では、令和2年度より当課に犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、専任の相談員が相談に当たっております。

性暴力被害者支援センター運営委託料は、性暴力被害者の心身の負担軽減を図るため、国の性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金を活用し、相談や付添い等の直接支援や、医療費助成事業等を行う性暴力被害者支援センターの運営を、こうち被害者支援センターに委託する経費です。令和5年度は、性暴力の被害者が医療費やカウンセリング、弁護士相談を受ける経費の拡充を図ります。

犯罪被害者等支援推進事業委託料は、犯罪被害者等のための経済的支援制度の申請手続など支援業務を、こうち被害者支援センターに委託する経費でございます。

犯罪被害者等の経済的負担の軽減は、犯罪により、生命、身体に重大な被害を受けた犯罪被害者等に対しまして、その被害からの回復に必要な費用の一部として、生活資金や転居費用、再提訴費用を助成するものでございます。そのほか、県民の皆様や事業者の方々などの理解を深めるための広報啓発や、被害者支援を担う人材育成のための研修等を強化、充実させることとしています。

最後に、下段の犯罪のない安全安心まちづくりの推進の予算額は235万4,000円でございます。これは、第4次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画に基づきまして、事業者団体や地域のボランティア、市町村などと連携・協力して、防犯意識を高めるための啓発活動や、防犯に関する情報の提供などを行う経費でございます。

県民生活課の説明は以上でございます。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本委員 幾つか教えてください。1つは食品ロスモニター調査ですけれども、大体何人ぐらいをモニターとして指定して、その方たちに取り組んでいただいたことを県民に周知

していくというのは、大体いつ頃、1年間かけてやるのか。それをモニターの方だけが自  
分事として認識していただくのではなくて、そのことを通じて県民にも理解してもらわな  
いといけないと思いますので、そこへどういうふうにつなげていくのかということと。

もう一つ、フードドライブの取組が県内で何か所ぐらい大体されているのか。よくマス  
コミなどには、こうち食支援ネットとかフードバンク高知が取り上げられますけども、県  
下のどれぐらいのところでフードドライブがされているのかを教えてください。

◎山岡県民生活課長 食品ロスに関するモニター調査につきましては、今のところ200人ぐ  
らいを予定しておりまして、時期といたしましては、年間を通じてというのはなかなか難  
しいですので、国が定めている食品ロス削減月間が10月でございますので、10月に14日間  
ぐらい行いたいと思っております。この200人だけを対象にするのではなくて、その結果、  
どういう理由で食品ロスになったのかとか量とか、そういったものを県民の皆様にも県とし  
ても公表したいと思っております。モニターになっていただいた方にも、そのときだけの関係で  
はなく、引き続きその方がSNSとかで発信していただけるようなことも検討していき  
たいと思っておりますので、1回限りではなくて継続したものにしていきたいということで、  
単に200人だけのものではなく、もうちょっと広がりのあるものにしていきたいと考えてい  
るところでございます。

それと、フードドライブにつきましては、今年度中にフードドライブの手引を作成して  
いるところで、今年度中に配布できると思っております。今のところフードバンク活動と  
いうのは、その資料の中にあるのは、高知県社会福祉協議会、こうち食支援ネット、フー  
ドバンク高知の3つで、ほかにもあるかもしれませんが、主なところとしてはそういう  
ところで認識しています。そのフードドライブの手引でも、そういった団体があります  
ということで御紹介させていただいているところでございます。

◎坂本委員 例えば、こうち食支援ネットの組織として香美市でやるとか、そういうふう  
なこともされているとかもありますけども、そこは事前に把握した上で、その手引を作ら  
れるようだったらそこで紹介して行って、できるだけ横展開できるような、そういうふう  
なことに役立てられる手引にされたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

◎山岡県民生活課長 このフードドライブの手引をつくるに当たっては、関係団体にも意  
見を聞きながら、その団体がどういう形でフードドライブとかフードバンク活動をやっ  
ているのかということも、写真も入れたりしながら、そういった団体の方の意見も踏まえて  
作成していますので、私が見ても、割と見やすくなっているものではないかなと思ってお  
ります。

◎坂本委員 それともう一つ、広告放送委託料の関係で、自転車ヘルメットの着用啓発の  
CMなんですけども、去年も自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づく動画  
作成をして、ちょっと委員会でも言わせていただいて、どういうものができるかというよ

うなお話も事前に聞かせていただいたんですけども。それと比べると、今回、額が相当増額されていますけども、やっぱり広告代理店に委託するというので、前回ですと職員の方が出演されたりして安く仕上げられたのかもしれませんが、今回は割とそういう専門的な動画作成でやられるということなんでしょうか。

◎山岡県民生活課長　そこは経費の節減という部分もありまして、去年つくったものは、デジタルサイネージに載せるということでテレビコマーシャルには載せておりません。今年も、去年つくった動画の一部テロップを改修しまして、それを使って民法3社のテレビCMに、4月の早い時期に広告したいと思っています。去年のときは条例に基づくヘルメット着用でしたけども、今後はもう道路交通法に基づくヘルメット着用をしてくださいますということを、ちょっとテロップを変えてテレビCMで載せるというものでございます。

◎坂本委員　最後です。多少やっぱり、アナログ的な広報もやっていただきたいなと思います。というのは、そういったことを周知・啓発するチラシ作成とかです。例えば、我々はあしたの晩も夜間の交通安全指導をするときに、自転車運転者に、来月からはヘルメットですよと呼びかけをするんですよ。しかし、その呼びかける物はないんですよ、もう口頭でやるしかないわけで。そういうふうに自転車の街頭指導をやるときに、ヘルメット着用を促すようなチラシの作成とかいうのも、県がするのか、あるいは市町村がするのか、警察がするのかということにはなろうかと思うんですけども。直接働きかけられますので、そういったものも活用していく必要があるんじゃないかなと思ったりしておりますので、また検討できたらよろしくをお願いします。

◎山岡県民生活課長　実は、チラシとかポスターにつきましては、もう4月1日からのスタートということもあって、令和4年度予算で対応しておりまして、9月の秋の交通安全のときとか交通安全広場とか、そういったところで啓発しておりました。

また、好評でしたので、この2月末になって新たに業者に頼んでポスター2,000部、それからチラシも7,000部印刷して、各市町村や交通安全関係団体にも配布しております。それは令和4年度予算で対応しているところでございます。

◎坂本委員　そういうのが下りてきているように思えんがよね、ポスターとか。

◎山岡県民生活課長　そうすると、そこがちょっと課題かなと思いますけれども、そこについては県としても、ポスターを合計2,000部、チラシについても7,000部配布して、市町村にはデータの配布などもしているところでございます。県としても、できるだけ前倒しで、令和4年度予算で対応した経緯があるというところでございます。

◎吉良委員　ごめんなさい、この課じゃないんですけど、全体に関わることなので。部長、さっきのクラウドファンディングのことは、租税徴収というか、租税法律主義の根幹に関わるようなことだと私は思うんです。だから県として、ガイドラインがあればそれを示してほしいということと、なければ、早急に示すべきだと思うんですけども、その要請を

しておきたいと思います。

◎岡村文化スポーツ部長 今の時点でお答えを持ち合わせておりませんが、今、吉良委員から御指摘ありましたのは、県がクラウドファンディングをする際の何らかの基準といたしますか、こういった場合にこういった人に充てるときにといったような、一つのガイドライン的なものをとという御指摘だったかと思えます。

これにつきましては、なかなか私どもだけで決められることではありませんので、今頂いた御指摘を、総務部含めて関係部署と共有をいたしてまいりたいと思います。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、県民生活課を終わります。

#### 〈私学・大学支援課長〉

◎今城委員長 次に、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎岡私学・大学支援課長 私学・大学支援課の令和5年度当初予算と令和4年度補正予算について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の239ページをお願いいたします。

まず、大学支援費について、右の説明欄に沿って主なものを御説明させていただきます。

1 県立大学等支援費の上から3つ目、高知県公立大学法人職員共済組合負担金は、法人の教職員の共済費に係る県の負担金でございます。地方公務員等共済組合法の規定により県が負担義務を負うものでございます。

高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金は、高知県立大学の体育館の修繕や、高知工科大学の電話交換機の更新等に係るものでございます。この中には、令和4年9月補正予算でお認めいただきました高知工科大学新学群の新棟建設工事の設計委託に係る債務負担の現年化も含んでおります。新棟につきましては、今月中に設計委託先を決定し、令和6年度に建設に着工、令和8年4月からの供用開始を予定しております。なお、新学群につきましては、大学が文部科学省に事前相談を行ってございましたところ、届出により設置が可能との連絡がございました。今後は、来月、文部科学省に設置届出書を提出しまして、その後、学生募集の広報活動などを開始するとともに、教職員の採用手続などを進めまして、令和6年4月、1学年定員60名で開設することといたします。

次のページをお願いいたします。高知県公立大学法人授業料等減免補助金は、国の修学支援新制度に伴います授業料などの減免額を補助するものです。

高知県公立大学法人運営費交付金は、法人の運営費として交付するものでございます。

次に、私学支援費の2 私学支援費の上から2つ目、私立学校人権教育指導委託料は、私立学校に人権教育を促進するための研修や、学校訪問による指導を人権啓発センターに委託するものでございます。

2つ下の自転車ヘルメット着用推進事業委託料は、平成31年4月に高知県自転車の安全

で適正な利用の促進に関する条例が施行されたことを受けまして、県教育委員会と協力して取り組んでいるものでございます。ヘルメット着用者を少しでも増やすため、新1年生が活用しやすいよう、新学期開始前の募集を行うこととしております。

次のページをお願いいたします。相談事業委託料は、SNSで高校生の相談を受ける事業で、こちらも県教育委員会と協力して行うものでございます。

2つ下の私立学校運営費補助金は、私立小中高等学校の運営費に対して助成をするものです。このほかの私立学校への運営費の補助としましては、次の私立特別支援学校運営費補助金と専修学校運営費等補助金がございます。

私立学校授業料減免補助金は、授業料減免を行う学校に対して補助をするものです。現在、県内全ての私立学校において授業料減免事業を実施しております。

2つ下の私立学校教育改革推進費補助金は、各学校が行います教育の質の向上に係る経費、また、特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力などの向上を図るものです。

次の2つの補助金は、私立学校教職員の退職金制度や共済年金制度の安定を図るため、高知県私学退職金社団や、日本私立学校振興・共済事業団に対して補助するものでございます。

私立高校生国際交流促進費補助金は、10日以上1か月未満の海外短期留学をする県内の私立高校生に対して、留学経費を補助するものでございます。

私立高等学校等就学支援金交付金では、令和2年度から、年収590万円未満の世帯を対象に、就学支援金の支給上限額を引き上げることによりまして、私立高等学校授業料の実質無償化を実現しております。また、令和5年度からは、家計急変支援制度が新たに創設されることになっております。

私立高等学校等専攻科修学支援金交付金は、高等学校などの専攻科に通う低所得世帯に対して支援を行うものでございます。

私立高等学校等再就学支援金交付金は、高等学校などを中途退学した方が再度高等学校等で学び直すことを支援するものでございます。

専門学校授業料等減免費交付金は、国の修学支援新制度に伴う授業料などの減免額を補助するものでございます。

次のページをお願いいたします。私立高校生等奨学給付金扶助費は、低所得世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するために、定額を給付するものでございます。

次に、育英事業推進費の1育英事業推進費の土佐育英協会補助金は、公益財団法人土佐育英協会が県内出身者に対して行っております奨学金貸与事業の支援のため、必要な経費を補助するものでございます。

産業人材定着支援給付金は、支援候補者として決定した方の就職状況を確認の上、奨学



金返還に係る支援を行うものでございます。

夢・志チャレンジ育英資金給付金は、篤志家からの寄附金を原資としました、返還の必要がない給付型の奨学金を給付するものでございます。大学入学共通テストの結果と国公立大学の在学を確認の上、5月に対象者を決定いたします。なお、2年次から4年次までに給付する予定の奨学金は、債務負担行為として別途予算を計上しております。

続きまして、244ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。

高知県公立大学法人が行う施設等整備事業に対する補助は、県立大学において、学生の成績管理や学習管理に加えて、学習成果が可視化できるようなシステムを2か年で構築することとしておりまして、その債務負担でございます。

夢・志チャレンジ育英資金給付は、先ほど御説明しました給付型の奨学金の債務負担でございます。

次に、補正予算について説明させていただきます。資料④議案説明書（補正予算）の103ページをお願いいたします。

歳出の補正予算でございます。1 県立大学等支援費の2つ目、高知県公立大学法人職員共済組合負担金は、基礎年金公的負担の負担率の増加によるものでございます。

高知県公立大学法人授業料等減免補助金は、国の修学支援新制度による授業料等減免の見込みが、当初を上回ったものでございます。

高知県公立大学法人運営費交付金は、電気料金高騰の影響によるものでございます。なお、同額を繰越予算に計上しております。

次に、1 私学支援費の2つ目、私立学校運営費補助金につきましては、生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。補助金、交付金、扶助費、いずれの事業費とも、事業実績や対象者などが見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

続きまして、105ページをお願いいたします。繰越明許費明細書でございます。

県立大学等支援費につきましては、1億3,460万5,000円を繰越予定額としております。先ほど御説明しました高知県公立大学法人運営費交付金の電気料金の高騰に係るもので、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

次に、高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案につきまして説明いたします。お手元の資料⑤議案（条例その他）の51ページをお願いいたします。また、議案参考資料の赤いインデックス、私学・大学支援課をお願いいたします。

地方独立行政法人法第23条第1項で、地方独立行政法人は、料金の上限を変更しようとするときは、議会の議決を経て、県の認可を受けることとなっております。今回、個人情報保護に関する法律が一部改正されまして、地方独立行政法人の開示請求に係る交付手

料金を法人自身が定めることとなったため、高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限を変更することについて、御審議いただくものでございます。

主な変更内容としましては、個人情報の開示に係る地方公共団体等行政文書の写しなどの交付手数料を設定したことになります。なお、料金につきましては、県に準じたものとなっております。

私学・大学支援課からの説明は以上です。

◎**今城委員長** それでは質疑を行います。

◎**吉良委員** この高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案についてですけれども、これは、いわゆる大学が持つ情報を加工したものを販売したり、そういうときの料金ということによろしいんですか。

◎**岡私学・大学支援課長** 今回の改正につきましては、開示の手数料ですとかコピー料金といえますか、そういったものでございます。御質問は、いわゆる匿名加工情報のことだと思うんですけども、そちらにつきましては、大学法人に確認をしたところ、大学法人においては不要ということを判断したということで、定めてはおりません。

◎**吉良委員** 不要というのは、何が不要ということをおっしゃっているんですか。

◎**岡私学・大学支援課長** 加工情報を作成すること自体が不要と判断したと聞いております。

◎**吉良委員** でもこの法律は、2,000人以上の情報を持つ公共施設は、それは提供していくという方向だと思うんですけど、不要ということはそういう加工はしないということですか。

◎**岡私学・大学支援課長** 加工して、それを見えないような形にして、利用させてといったことについては、特段考えていないといえますか、不要であるというふうに聞いております。

◎**今城委員長** 質疑を終わります。

以上で、私学・大学支援課を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。再開は午後1時です。

(昼食のため休憩 11時51分～12時59分)

◎**今城委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 〈スポーツ課〉

◎**今城委員長** 次に、スポーツ課の説明を求めます。

◎**三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長** それではスポーツ課の提出議案について御説明させていただきます。当課からは、令和5年度一般会計予算、令和4年度一般会計補正予算

及び高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案の3つの議案を提出しております。

まず、第3期高知県スポーツ推進計画（案）について、令和5年度当初予算案と関連しますので先に説明させていただきます。お手元にお配りしてあります危機管理文化厚生委員会資料、令和5年2月高知県議会定例会（議案参考資料）の赤いインデックスでスポーツ課とあるページをお開きください。

本計画は、人口減少や少子高齢化の進行、デジタル技術の進化によるライフスタイルの変化など、スポーツを取り巻く環境の多様化への対応が必要となっているため、スポーツ基本法に基づき、本県のスポーツ施策の総合計画を新たに策定するもので、計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。計画の目指す姿として、スポーツの楽しさや感動を共有し希望と活力ある社会の実現を掲げ、基本理念は、（1）誰もがスポーツの楽しさや感動を得られる環境づくりを推進する、（2）スポーツを通じて全ての県民や地域を元気にするの2つでございます。

次に、施策の柱は現行の計画の3本柱をそのまま引き継ぎまして、スポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくりとし、これらに横断的に関わる施策として、デジタル技術の活用、産学官民の連携によるスポーツを支える体制の充実を新たに掲げております。

デジタル技術の活用としまして、中山間地域などにおいて、リモート機器を活用したスポーツ活動の促進や、競技の技術や戦術の向上につながるデジタル機器の活用を推進します。

また、産学官民の連携によるスポーツを支える体制の充実としまして、本県のスポーツを取り巻く様々な課題を解決するため、一般社団法人高知県スポーツコミッション、昨年3月に連携協定を締結いたしました大阪体育大学、その他県内企業、市町村などとの連携を強化して取り組むことにより、持続可能で効果的なスポーツ活動を推進いたします。

なお、本計画は、当委員会の委員の皆様からの御意見も頂きながら、本年度中に取りまとめたいと考えております。

以上、第3期高知県スポーツ推進計画の概要についての説明を終わります。

続きまして、資料②議案説明書（当初予算）の245ページをお願いいたします。歳入予算について主なものを御説明いたします。

9 国庫支出金については、アマチュアスポーツ合宿などの誘致や、高知龍馬マラソンの新型コロナウイルス感染症対策などに国の制度を活用するもので、事業については後ほど歳出予算で説明いたします。

次に、歳出予算について説明いたします。247ページを御覧ください。

右側の説明欄の上から3つ目の2 スポーツツーリズム振興事業費の観光客動向調査委託

料は、プロスポーツキャンプ等への県外観光客の動態を把握し、諸政策の基礎資料とするための調査を委託するものでございます。

スポーツツーリズム推進事業委託料は、高知ユナイテッドスポーツクラブや高知ファイティングドッグス球団の本県でのホーム戦に県内外から観戦者をより多く呼び込み、ファンの拡大、県内の観光関連の消費拡大や本県のPRを強化しようとするものでございます。

1つ飛ばしまして、スポーツツーリズムプロモーション実施委託料は、本県の地域の特色を生かしたスポーツツーリズムや観光情報を集約し、効果的に発信するため、昨年12月に立ち上げましたウェブサイト「スポる！高知」の保守や情報更新などを委託するものでございます。

次のページをお願いいたします。国際大会事前合宿招致事業委託料は、今年9月にフランスで開催されますラグビーワールドカップに出場するトンガ王国の代表チームの事前合宿の受入れ事業を委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、観光振興推進事業費補助金は、高知県観光コンベンション協会が行うプロ野球やサッカー、ゴルフなどのスポーツキャンプや大会誘致、また、アマチュアスポーツの合宿誘致などに係る事業に補助するものでございます。

高知龍馬マラソン開催費補助金は、来年第10回目を迎える記念すべき大会を本県らしい魅力あるものとするため、開催に係る経費を高知龍馬マラソン実行委員会に補助するものでございます。なお、この実行委員会の会長は知事であり、知事が代表である団体への補助金となりますので、双方代理による契約を有効なものにするため、議会から事前許諾を頂こうとするものでございます。

ジャパンサイクルリーグ開催費補助金は、昨年9月に宿毛市で開催され、成功を収めましたプロ自転車ロードレースの公式戦を、再び本県で開催するための経費を大会実行委員会に補助するものでございます。

次に、3スポーツ施設管理運営費でございます。上から2つ目のスポーツ施設管理運営委託料は、当課が所管いたします県民体育館、県立武道館、県立弓道場、スポーツ科学センター及び障害者スポーツセンターの計5施設の管理運営を指定管理者へ委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、改修工事請負費は、県立武道館の災害時における避難誘導を円滑に行うため、救助袋を設置するものでございます。

1つ飛ばしまして、国体競技施設整備事業費補助金は、よさこい高知国体で建設されました高知市のくろしおアリーナの施設整備費に係る地方債償還金に対して高知市へ補助するものでございます。

次のページを御覧ください。4地域スポーツ振興事業費について、2つ目のスポーツイベント開催等委託料は、県民のスポーツ参加の拡大につなげるため、スポーツを始めるき

っかけづくりや、障害の有無にかかわらず誰もが親しみやすいスポーツ体験などができるイベントの企画運営を委託するものでございます。

地域スポーツ支援事業委託料は、子供のスポーツ環境づくりを推進するため、市町村職員やスポーツ関係者などを対象とした研修会の実施のほか、指導者の育成や子供たちとのマッチングなどをスポーツ関係団体に委託するものでございます。

地域おこし協力隊配置事業委託料について、県では、来年度から総務省が人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において配置を推進している地域おこし協力隊員を、地域スポーツの推進の担い手として、新たに3名配置することとしております。そのうち1名につきましては、高知県スポーツコミッションの職員として、子供のスポーツ環境づくりや県民のスポーツ参加の拡大に向け、市町村やスポーツ団体などの活動を支援していただくための委託料でございます。

1つ飛ばしまして、地域スポーツ振興事業費補助金は、デジタル技術を活用し、中山間地域などにおけるスポーツ参加機会の拡大や健康づくりを促進するため、これまで県内9か所の地域スポーツハブを中心に進めていたリモート機器を活用したスポーツ活動を、県内27か所の総合型地域スポーツクラブに広げるなど、高知県スポーツ協会が実施する新たな地域スポーツ活動に対して補助するものでございます。

地域スポーツ活性化推進事業費補助金は、国の地方スポーツ振興費補助金を活用し、高知県スポーツコミッションが行うスポーツによるまちづくりや地域活性化につながる活動に対して、今年度に引き続き補助するものでございます。

子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金は、運動部活動の地域連携や地域移行など、子供のスポーツを取り巻く環境が大きく変化している中、市町村が実施する子供たちが身近な地域で希望するスポーツが続けられる環境を整備するための事業に対して、新たに補助するものでございます。

事務費1,188万8,000円には、先ほど御説明いたしました地域おこし協力隊員を県が2名配置するために必要な経費が含まれております。

次に、5競技スポーツ振興事業費です。一番下のパスウェイシステム事業委託料は、子供がスポーツを始めるきっかけづくりや、運動能力を見出し、さらに伸ばすことでスポーツの可能性を広げるため、子供と保護者が一緒にスポーツに親しむプログラムや、運動能力測定などを行うマッチングプログラムと、将来有望な選手を発掘する高知くろしおキッズの2つの事業を委託するものでございます。

次のページをお願いいたします。2つ目の国際交流事業委託料と、その3つ下にあります国際交流事業費補助金は、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、チェコやシンガポールなどと構築した友好関係をレガシーとして継続するため、相手国とのスポーツを通じた交流事業を行う競技団体への補助や、合宿受入れなどの業務を旅行会社等に委

託するものでございます。

上から3つ目に戻りまして、スポーツ振興推進事業費補助金は、高知県スポーツ協会が加盟競技団体に対して、年間を通じて実施する戦略的な育成・強化に要する経費などを支援する競技スポーツ選手育成強化事業や、国民体育大会へ出場する選手の派遣などに係る経費などのほか、高知県スポーツ協会の運営費の一部を補助するものでございます。

3つ下のソフトボール男子アジアカップ開催費補助金は、今年度に引き続き、アジアのトップチームが集う国際大会が本県で開催されることから、日本ソフトボール協会に対して開催経費を補助するものでございます。

次に、6障害者スポーツ振興事業費でございます。全国障害者スポーツ大会派遣等委託料は、10月に鹿児島県で開催されます全国大会への県選手団の派遣や強化に係る事業を、また、その次の全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会開催委託料は、団体競技の全国大会への出場権をかけた予選会の開催に係る経費を、それぞれ高知県社会福祉協議会へ委託するものでございます。

障害者スポーツ指導員養成事業委託料は、指導員の養成講習会の開催や講習会への派遣事業を、同じく高知県社会福祉協議会へ委託するものでございます。

障害者スポーツ推進プロジェクト事業委託料は、スポーツ庁からの委託を受け、障害のある方が身近な地域でスポーツに親しむことができる環境を整備するため、これまで地域スポーツハブを担っていた総合型地域スポーツクラブなどに、パラスポーツの実施環境づくりを委託するものでございます。

次のページを御覧ください。7スポーツ総務費については、後ほど条例議案で御説明いたしますスポーツ振興県民会議の委員報酬、その他の事務費でございます。

以上、スポーツ課の令和5年度当初予算は11億9,930万5,000円で、前年度に比べ1,235万7,000円増となっております。

続きまして、令和4年度補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の107ページを御覧ください。

1スポーツツーリズム振興事業費、2スポーツ振興推進事業費ともに、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、大会やイベント、合宿などが中止になったことなどにより、事業費が当初の見込みを下回ったため減額するものでございます。

令和4年度補正予算の説明は、以上でございます。

最後に、条例議案について御説明いたします。資料⑥議案説明書（条例その他）の5ページの下段を御覧ください。

スポーツ課からは、第54号議案高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案の1件でございます。この条例は、本県のスポーツ振興に関する重要事項をより広い視点で調査及び審議するため、高知県スポーツ推進審議会に高知県スポーツ振興県民会議を

統合し、名称を高知県スポーツ振興県民会議に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎西内（健）委員 競技力の向上の点でスポーツ科学センターの利用者が伸びているというようところが挙げられるわけですが、昨年のインターハイなんかをはじめ、大会での結果という成果をどのように考えているのかをお聞かせいただければと思います。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 利用されている全ての競技で、明確にスポーツ科学センターの活用の成果が現れているかということは、なかなか言えないと思うんですけども。競技団体からのお話と競技の結果というところを踏まえると、陸上競技でありますとか、レスリング競技、あと飛び込み競技では全国のトップレベル、または世界のレベルでの活躍といったところが顕著に現れてきているというところで、スポーツ医科学の活用というところも、しっかりと競技力の向上につながっていると言えると思いますので、こうしたところをさらに他の競技にも広げていきたいと思っております。

◎西内（健）委員 スポーツ医科学の面からのサポートというのは、どういったことを今行われているのでしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 スポーツ医科学の医の部分は、医療機関にも御協力いただいて、強化選手を中心としてメディカルチェックということを行っております。けがの防止につながる外科的なチェックと内科的なチェックを医療機関で診療していただいて、それをフィードバックするという形です。

もう一つ、科学的なものとしましては、御存じのとおりスポーツ科学センターで、まずは自分の体をしっかり測定して状態を把握していただくための体力測定を行っていただいた上で、トレーニング指導、メンタルトレーニング、あと栄養指導を個々の状況に合わせてサポートさせていただいているという状況です。

◎西内（健）委員 他県、たしか横浜なんかは、故障後の整形外科との対応だとかいろいろな広がりを見せているんですけど、高知県の場合はなかなか規模として、そこまではまだまだといったところなんではしょうけども、今後取り組んでいくとか、そういう医療面での連携なんていうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 スポーツ科学センターにおいて、けがをした方の直接的なサポートというのは、ドクターを配置しているという状況ではないので、そこは研究が必要ですが、現状ではなかなか難しいとは捉えています。先ほど説明しましたメディカルチェックをしっかりと広げていながら、その情報をスポーツ科学センターと競技団体、選手、指導者、あとスポーツドクターでしっかりと情報を共有しまして、効果的なトレーニング、練習につなげていくということをやりたいと思っております。

◎西内（健）委員 利用者の実績も増えていますし、これからもしっかり取り組んでいた

だければと思いますので、よろしく申し上げます。

◎坂本委員 ジャパンサイクルリーグ開催費補助金ですけども、去年初めて行われて、事前にコースの問題とか、あるいはコースにおける観覧者の問題とか、幾つか課題がある中で、やってよかったというような評価がされていたと思うんですけども。それを踏まえて、今年どんなところを支援しながら、できれば継続的な、場合によっては、ずっと宿毛でやり続けるのか、あるいは高知県内のほかのコースを模索していくのか、その辺についてどんなふうにお考えですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 委員おっしゃられたとおり、大会自体は非常に好評で、ジャパンサイクルリーグの運営主体からも、年間を通した大会の中でも非常に盛り上がりを見せた大会と御評価いただいたところです。

一方で課題としまして、安全面の確保という部分につきましては、一般の道路を使う関係で、レースの際の自転車と一般の方、応援の方を区分けするバリケードを設置している部分がございますけれども、そこが少し十分じゃなかったといえますか、もう少ししっかり補強しておくべきところがあったんじゃないかというところを、道路の管理者、警察からも御指摘を受けているところがございますので、そうした安全面の管理・対策というのはしっかり行うというところが対策と思っています。

それと、高速道路を使うものですから、観戦者がなかなか見づらいという御指摘もございましたので、そこを何らかのもう少し見やすくする工夫を考えていきたいと思っています。

あと、スタート・ゴール付近のメインのエリアがあるんですけども、そうしたところでの自転車が通過しない時間帯にどのように楽しめるかという盛り上げ方、そうしたところもリーグ側とも話し合っ、より充実したものをつくり上げていきたいと思っています。

今後につきましては、当面は宿毛市で開催というところが軸にはなると思います。現状、宿毛市以外での開催というところまでのお話にはなっていないんですけども、リーグ側からも、海外のチームを呼び込んだ国際大会というところの視野も、ちょっと御提案いただいているところもありますので、そうしたところを含めて、より充実したものを今後検討していきたいと思っています。

◎坂本委員 もう一つ。龍馬マラソンの開催費補助金の関係で、財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てているというのは、この間ずっとこれを充ててきているんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 コロナ対策が必要な状況になりましてから、この財源を活用させていただいて対応しているという状況です。来年度のマラソンにつきましては、現状ではコロナ対策がまだ必要と思っていますけれども、その状況を見て、どのような対策が必要かというのは来年度の時点で検討していきたいと思っています。今の時点



では必要だと思っています。

◎坂本委員 来年度予算は、今のところ必要だと思うからということで、この交付金を充てている。ただ、これから5類に移行して、ひょっとしたら全く、終息という言葉が適当かどうか分かりませんが、そういう状態になったとして、コロナ対策をしなくてもいいというふうになれば、財源を振り替えるとかいうことは考えているんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 コロナ対策につきましては、必要がなくなれば、この財源を活用しないということにはなると考えております。

◎坂本委員 しかし、総額ではこの3,800万円ほどが必要になってくるわけですから、そこは財源を振り替えて、一般財源なら一般財源でという対応をしていくということになるんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 現状もこの財源を活用したものは、コロナ対策に限られていますので、それがなくなれば、そのほかの収入で対応していくということになります。

◎坂本委員 逆に言えば、コロナ対策が必要なくなったら、この財源の支出そのものがなくなるという想定でいいということですね。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 はい、そのとおりです。

◎吉良委員 条例案に関わってお聞きしたいんですけども、このスポーツ振興計画の案というのは、来年度に向けて準備を進めてきたということですよ。ところが、その審議会の開催を見ると、スポーツ推進審議会そのものは令和4年度に一切何もこのスポーツ推進計画についても論議をしてないんですよ。開催されてないとさっき見たんですけども、この審議会の設置目的と県民会議の設置目的というのが、区別がよく分からないんですけども、審議会っていうのはそもそもこの推進計画なんていうのを論議するためにあったんじゃないんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 委員おっしゃるとおり、スポーツ推進審議会が条例に定められた会議としてありましたけれども、平成29年度にスポーツ行政が一元化になったことに伴いまして、計画の策定・検証・評価、あと、いろんなスポーツ振興への多様な関係団体の協力支援などの項目について、より絞ってスポーツ振興県民会議で幅広い御意見を頂くということで、要綱設置による会議を設置いたしました。そこで議論をした上で、スポーツ推進審議会につきましては、年度の末に1回実施いたしまして、そこで最終承認を頂くという形を取っていたものですから、それを1つにまとめて統合しようということで考えているものでございます。

◎吉良委員 ということは、名称はスポーツ推進審議会という名称が残るんですかね。

でも、実際の、例えばこういう大事な計画案については、県民会議でこの間審議を進めてきたと。審議会は計画そのものの企画、立案については、ほとんどタッチをしないとい

う会なんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 来年度からにつきましては、審議会に県民会議をまとめるんですけども、スポーツ振興県民会議のほうが、委員含めて県民の方に非常に名前としても浸透していることから、名称としましては、高知県スポーツ振興県民会議ということに、今の審議会の名称を改めて県民会議にするということで考えております。

委員がおっしゃるように、これまでの審議会については、県民会議でより詳細に議論されたものを御承認いただくという状況になっていたのが事実でございます。

◎吉良委員 予算措置とか含めて、委員に対する報酬だとか出るのは両方同じですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 現状では同じでございます。

◎吉良委員 もう一度聞きますけど、その設置目的がそれぞれ違っていたということなんですね。設置目的が違っていたものを一緒にしても、今までのそれぞれが持っていた目的は達することができるということで、統一にしようということですか。もう一度その辺の目的を含めて教えてください。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 スポーツ推進審議会は、非常に幅広い内容のものを調査・審議するという設置目的がありまして、スポーツ振興県民会議につきましては、計画の策定、検証、評価というところが主な目的でありましたので、若干重複する部分はあるんですけども、目的が若干違うものを1つにまとめて、より幅広い視点で、条例に位置づけられた審議会として統合しようとするものでございます。

◎西内（隆）委員 地域スポーツ振興事業費補助金の中に、今回は地域スポーツハブ展開事業があったと思うんですけども、今回ないんですけど、これは一定ハブ機能が形成されたということでのことなんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 地域スポーツハブの事業につきましては、今年度で区切りとすることとしておりまして、9つの地域で展開してまいりました。それぞれ総合型地域スポーツクラブなどが核となって、広域を対象として様々なスポーツ課題に対応していただくということで、例えば子供のスポーツ環境づくり、スポーツ機会の提供とか、あと、大人も含めた健康づくりの取組、スポーツツーリズムの取組、障害者スポーツの取組と幅広い内容を展開して、非常にたくさんのスポーツ機会を御提供いただいて、スポーツ参加の拡大につながったと思っています。

もう一つ、それぞれの地域で、これまでスポーツの関係者だけで議論していたものを、教育とか地域の企業の方とか他分野の関係者の方に御議論いただいて、地域のスポーツの課題に対応していく、または、スポーツ以外の分野にもつなげていく。そういう促進委員会というものを設置しまして、そういう機能は一定整ったと思っております。

ただ一方で、それぞれの地域スポーツハブについては、その拠点となる総合型地域スポーツクラブなどがある市町村の取組にとどまっているものが多くて、広域の取組というこ

とになると、非常に課題があったという現状がございます。なので、次年度からは、広域の調整を県が担うこととして対応する。具体的な個別で行っていただいていた取組につきましては、特に課題が多い子供のスポーツ環境づくりと障害者スポーツの機会の提供というところについては、一定県が支援をしていく。大人の取組などにつきましては、市町村が補助するであるとか、受益者負担で地域で工夫をして展開していただくということで、事業の組替えといたしますか、整理をしたところでございます。

◎西内（隆）委員 展開事業として予算計上はしないけども、ネットワーク化というのは、県が引き続きやっていくということですね。分かりました。

それと、地域スポーツ活性化推進事業で、リモート機器を活用したスポーツの推進に向けた支援ということをやっておると。県でもデジタル技術の活用ということで、主要な取組に組み込んでおるところでございますけれども、前年度もやっていたと思うんですが、今年度も同様に展開するというので、どういう課題があって、実際にどんな取組をしているのかという内容をお願いしていいですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 今年度はこれまで16の施設、地域スポーツハブの拠点であった総合型地域スポーツクラブとか当課が所管しております県立のスポーツ施設などに、リモートの活動ができる機器の一式を配置しておりました。それを活用して、遠隔でヨガの教室とか競技スポーツに関するスポーツ指導とか、そういったものを幅広く展開していただいて、かなり利用者数も伸びてきています。今年度12月末の時点で申し訳ないですけども、6,000名を超える利用者が県全体であったということで、利用者数も伸びてきている状況です。ただ、まだまだ配置している施設の利用が若干偏っているところとか、広域で活用していくところについてはまだ少し課題があるので、そうしたところを県全域に広げていくために、総合型地域スポーツクラブは、全ての市町村ではないですけども、県内に27のクラブがありますので、総合型地域スポーツクラブなどにさらに広げて、横展開をしていくということに加えて、リモートの機器の使い方については、まだまだ施設側も利用者側も少し抵抗があるというか、分からないという方もいらっしゃいますので、そうした研修なども併せて行いながら、県内全域に広げていきたいという考えであります。

◎西内（隆）委員 大体分かりました。基本的には、リモートで動画を見ながら、お互いにヨガとか、そういうやり方とかをレクするとか、そういうニュアンスのものということですね。

◎土森委員 スポーツコミッションについて聞きたいんですけども、令和4年度の取組と、それから令和5年度に向けての取組についてと、例えば郡部にはどういうふうになっているかということをお教えください。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 スポーツコミッションにつきましては、特に今年度からの活動が主になっておりますけれども、非常に様々な取組を展開されております。

指導者とかアスリートをスポーツの現場に派遣していく取組でありますとか、スポーツの交流のイベント、著名な選手なども招聘いたしまして、地域でそうした方にスポーツ教室を行っていただく取組とか、あと非常に効果的な取組として、バレーボールの企画でしたけれども、監督が怒ってはいけない大会という企画をされまして、日頃、愛情のある中でだと思ふんですけども、厳しい指導をされている方もいらっしゃる中で、その日だけとはにかく褒めるという企画で、地域の指導者の意識が変わったというところにつながるとか、これまで行っていないようなスポーツの企画なども、幅広いネットワークから展開されているというような状況もありました。

あと、本県が連携協定を結んでおります大阪体育大学とのつながりも非常に大きくて、大阪体育大学と連携した取組で、大阪体育大学の指導者とか学生を総合型地域スポーツクラブなどに呼び込んでスポーツの機会を提供していく。片や学生は学びにつながると。そういうところをコーディネートされておりました、非常に幅広い事業を展開していただいていたので、次年度に向けましても、しっかり県も連携、さらに支援をして、より幅広い展開をしていただければと思っております。

◎**榎尾委員** スポーツツーリズムについてお伺いしたいんですけれども、なかなか新しい施設を造ってというのは難しいのが現状だと思いますので、今後、高知県の今ある施設や自然の特色を生かしてどういった競技が伸びていきそうとか、増えていきそうというのは、県として見解はいかがでしょうか。

◎**三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長** 一つは、やはり高知県の強みである自然環境を生かしたスポーツについては、非常に可能性があると思っております、先ほども説明いたしました、昨年12月に立ち上げましたウェブサイト「スポる！高知」の中で、海のスポーツ、川のスポーツとか山のスポーツといったものを細かく、地域のいろんな特色も併せてPRしていく、情報発信していくというサイトで、市町村ごとのスポーツツーリズムというものを活性化させていきたい。そこについては、市町村の御意向もありますので、市町村としっかり連携して、御意見も伺いながら、地域地域のスポーツツーリズムを伸ばしていくという考えでおります。

あと一つ、具体的な競技につきましては幾つかあると思ふんですけれども、非常に注目されている、伸びてきている感じがあるのは、カヌーとかがあります。また、先日、高知県とPERF株式会社というダンスのプロリーグのチームを運営している会社と連携協定を結びました。このダンスも教育の面、あと地域の活性化につきましても、非常に可能性があると思っております、そういうところも大会の誘致なんかも含め取り組んでいければと思っております。

◎**今城委員長** 質疑を終わります。

以上で、文化生活スポーツ部の議案を終わります。

## 《報告事項》

◎**今城委員長** 続いて、文化生活スポーツ部に対し、高知龍馬マラソン2023警備等委託業務に係る事案について説明を求めます。

◎**三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長** それでは、スポーツ課から高知龍馬マラソン2023警備等委託業務に係る事案につきまして、御説明させていただきます。

お手元にお配りさせていただいております危機管理文化厚生委員会資料、令和5年2月高知県議会定例会（報告事項）の赤いインデックスでスポーツ課とあるページをお開きください。経緯及び実行委員会の対応についてでございます。

まず、昨年11月28日に警備等業務のプロポーザルの公募を開始しまして、その後、ALSOK高知株式会社と、B社・C社の共同企業体の2社から参加の申込みがありました。翌12月26日のプロポーザル審査委員会の当日に、共同企業体から参加辞退の連絡があったため、ALSOK高知の1社を審査いたしまして、委託先の候補者として選定いたしました。

その後、大会まで2週間余りのタイミングでしたけれども、2月2日にALSOK高知株式会社から実行委員会事務局であるスポーツ課に、共同企業体の代表であるB社に対して、プロポーザルへの参加辞退を要請したこと、このことについてコンプライアンス上問題があると認識しているが業務を遂行し責任を果たしたいこと、この2点についての御報告がありました。

そのためスポーツ課として直ちに事実確認を行う必要が生じ、ALSOK高知株式会社並びにB社、C社に対しまして複数回の聞き取りを行いました。その上で、2月8日に実行委員会の会長である知事と協議いたしまして、実行委員会としての対応といたしましては、先日、坂本議員からの一般質問に対して知事が答弁しましたとおり、民事上の契約の問題と刑法や独占禁止法に係る法的な問題とを切り離し、ALSOK高知株式会社に契約を履行してもらうこと。刑法や独占禁止法の責任の問題という点につきましては、県警察本部や公正取引委員会に情報提供を行い、その調査には全面的に協力をする。本事案が刑法や独占禁止法上の処分の対象とされるということになれば、その時点で、県としても必要な対応を取り、公表すること。この3点についての判断を確認いたしまして、同日、警察及び公正取引委員会に対して報告するとともに、翌日の実行委員会総会におきまして、委員の方々に報告させていただいたところでございます。

以上で、高知龍馬マラソン2023警備等委託業務に係る事案についての説明を終わります。

◎**今城委員長** それでは質疑を行います。

◎**坂本委員** 報告を求めた者としてお聞きしたいと思っておりますけども、この中で12月26日の審査委員会当日にJVから辞退届の提出があったと。そのため、A社を委託先の候補者として選定したということなんですけど。新聞報道などによりますと、このときにJV側か

ら、A社から辞退の働きかけがあったというふうに口頭でなされていたということが記事にあったと思うんですけども、それは事実でないわけですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 12月26日に、B社から参加辞退の連絡と辞退届の提出があったときに、ALSOK高知から参加辞退の要請があったということはお聞きしております。

◎坂本委員 そこを聞いておきながら、なぜ、1月5日に実行委員会からALSOKに対して、委託先の候補者決定通知を送付したのか。結局、口頭で聞いたときに、これは何らかの対応をしなければならないと思わなかったのかどうかです。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 B社からの連絡につきましては、参加辞退の要請があったということについてでしたので、その時点では私ども事務局は、ALSOK高知の企画提案書の中に、B社、C社のお名前もありまして、何らかの協力をしてやるんだろうということと受け止めて、その時点では問題があるというふうに捉えずに、そのまま審査を実行してALSOK高知を候補者として選定したという経緯でございます。

◎坂本委員 提案書にそういうふうにあって、一方の提案書に入れられた側のB社、C社は辞退の要請があったと事務局に対して口頭で言っている時点で疑問に感じませんか。何らかの話がお互いでされているのかどうか、事実関係を確認する必要はなかったんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 その時点では私どものほうも、参加辞退を強く強要されたということの御説明も受けていなかったもので、特に問題があるとは捉えていなかったために、そのまま審査を続けたということでございます。

◎坂本委員 知事がこの事実を知ったのは2月8日だったということなんですけど、部長はどの時点で知りましたか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 2月2日の遅くか、3日の早い時間帯であったと思います。

◎坂本委員 それまでの間、口頭であれ、そういう申出があって、事務局としてなぜ1か月間も何らかの対応をせずに放置したままで、2月2日にALSOK高知から報告があるまで、何らの処置をしなかったのかということについて、報告を受けて部長は何か思いませんでしたか。もっと早く報告してくれたらという思いなどはなかったですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 2月2日の時点で、ALSOK高知からスポーツ課に対して報告があり、自らがコンプライアンス上に問題があるというお話をしてくられたということの報告を受けたときには、これは当然、調査もし、聞き取りもし、弁護士にも相談し、県として適切に対応しなければならないともちろん考えましたし、その後はそういうふうに行動いたしました。

ただ、12月26日の時点でどうすべきであったかということについては、そこはその時点ではにはわかにはなかなか判断が難しく、もう間近に迫った大会を目前にして、何しろ今後の対応をどうするかということを考えるのがいっぱいでありました。

◎坂本委員 本会議の質問の中でも触れたんですけども、県民にとっては、本当にこの龍馬マラソンが3年ぶりに開催されて、みんなが期待している中で、このことがやっぱり県民にとっては物すごくショックだったと思うんです。そういうことを考えたときに、12月26日の時点で、もっとこのことを慎重に捉えて、何らかの措置をすべきでなかったのか。もしこのときに何らかの動きをしていたら、再度、入札をし直すというようなことは可能だったんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 その時点で違う判断をして再度の対応というところについては、可能だったかもしれません。明確に違う対応が取れたのではないかというところははっきりと分かりませんが、12月末の時点ですので、違う対応がというところは、可能性はあったと思います。

◎坂本委員 それともう一つは、部長は2月2日あるいは3日の時点で承知したということなんですけど、その段階で、大会実行委員会の会長である知事にすぐ報告すべきだというような判断には至らなかったですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 正式な御相談は2月8日の時点で資料を整えてしたわけですが、一報については秘書課を通じて入れております。

◎坂本委員 一報について知事の耳に入れていたら、知事のこの間の答弁はおかしいことないですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 言葉が足りなかったかもしれません。知事ということではなくて、秘書課に対して一報を入れているということでございます。

◎坂本委員 私ばかり質問してもあれですけども、あまりにもこの問題に対して対応がまずかったのではないかなと私は思っています。そういう中で、2月19日の大会当日以降、これまでの間、どういうふうな対応をされてきていますか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 まず、ここの資料にもございますけれども、19日以降につきましても、刑法や独占禁止法に係る法的な問題ということが残っているわけでありまして、このことにつきましても、県警察本部や公正取引委員会に2月8日の時点で報告し、その調査には全面的に協力するというので、法的な責任の問題の判断につきましても、私どもとしてはそれを待って、その時点で必要な対応を取るということを考えているところであります。

◎坂本委員 そしたら、それぞれのA社、B社、C社からのヒアリングというのは、2月3日から8日の間にされているわけですけども、それ以降、県としては業者に対して聞き取りとかはされていないということですか。

私は、やっぱりこれはあまりにも県として、人ごととは言いませんけども、真剣に受け止められていると思うんですけども、もう任せっきりになっていて、自らができることは何なのかと、そして自らできることをやるというような、事実解明とか含めて行うとい

うような姿勢があってもいいのではないかと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 坂本委員から御指摘ありましたように、県あるいは実行委員会としての責任ということから、事案を把握した以降は、具体的にはこの2月2日以降ですけれども、19日の大会開催を目前に控えてその準備に向けて取組を進めている中で、本当に可能な限り迅速に関係者の方からの聞き取りを複数回行い、そして弁護士にも複数回の相談を行い、その上で、県警察本部や公正取引委員会への報告も行いまして、何よりもまずは大会を無事に開催したということで、私どもとしましては、現時点でできることは行ったものと考えております。

◎坂本委員 何とか19日は安全に実施しなければならないということでやられたということなんですけども、その19日以降は、後はもう県警と公正取引委員会に任せているということですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 刑法や独占禁止法に係る法的な問題を明らかにするというにつましましては、19日までの間の関係者からの聞き取りや弁護士への相談からしても、これ以上県としてこのことについての解明をするのはなかなか難しいであろうということ、捜査権を持っておられる警察でありますとか、犯則調査権を持っておられる公正取引委員会といった機関に委ねるべきものと考えておりますし、弁護士からもそのように助言いただいております。

◎坂本委員 本会議のときも言わせていただきましたが、このことについて知事は提案説明で一切触れられなかった。そしてこの常任委員会で、部としての報告事項もなかった。私はそのときに、本当に我が事として真剣に捉えているんだろうかという思いがしました。だから、報告事項で報告をしてくださいということで今日の場を迎えたわけですけども、もっとこのこと自体を真剣に受け止めて、こういったことを二度と起こさないためにどうすべきかということを考えていただきたいと思います。

◎岡村文化生活スポーツ部長 委員から御指摘いただきましたけれども、私どもとしましても、委員会に対する御説明につましましては、当然でありますけれども、本当にこれは丁寧に行うべきものと思っております。今後におきましても、こうした考え方の下で、より丁寧に対応させていただきたいと考えております。

◎吉良委員 契約を執行したのはいつなんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 2月10日でございます。

◎吉良委員 ということは、もう既にALSOK高知から、コンプライアンス上に問題があるという認識が表明された後ですね。さっき坂本委員もおっしゃいましたけれども、あまりにも真剣さが足りないと思います。普通、こういう談合を含めての報道があったときに、しかし実施がもう目前だと。そうすると、契約上に何らかの法的な問題があれば違約



金を取るといふような文言を契約書に入れるのが普通なんです。だって違法な中で契約をしたと、完全にこれは違約金の対象になるんです。契約書にそういうのを入れていますか。もし、談合が明らかになっても、県として違約金取れなくなりますよ。国に対しての何かはあるかもしれないけれども、それはどうですか。

◎岡村文化スポーツ部長 今、確認しておりますけれども、一般的な契約書の中で、このことに限らず一定の、いわゆるペナルティ的なものの。今手元に契約書を持ってないようですので。

◎吉良委員 それがね。公金を扱っているんですよ。全く何か真剣さが足りない。

◎岡村文化スポーツ部長 契約書の件については確認させていただきますけれども、あくまでも私どもも重く受け止めまして、2月2日にALSOK高知からの報告を頂いた以降は、本当に迅速に関係者からの聞き取りもいたしました。その時点で弁護士にも相談し、ただ、何らかの問題があるというのは当然分かるところでありますけれども、法的に明確に違法であるといったところまでの判断は、その時点では当然ながらできておりませんでした。そうした中で、何とかランナーの皆様、県民の皆様が心待ちにされておられる龍馬マラソンをしっかりと開催したいということで進めさせていただいたというところでございます。

◎吉良委員 そういう意味では、県に談合だという情報があった後に契約をしたのに、そういう違約金について協定を結んでないということは、完全に県に瑕疵があると私は思います。ですから、そのことについて今後、もし違法な下での契約ということが分かればどうするのかと。契約上の金額の支払った分は返すことができないのかどうかも含めて、きちんと検討して、対応するように求めておきたいと思っておりますけど、どうですか。

◎岡村文化スポーツ部長 今後、刑法や独占禁止法上の処分の対象となるということになれば、その時点で、どういう対応を取るのかということについては検討いたします。

◎今城委員長 契約の違約金の関係は、すぐに調べることはできませんか。休憩が入っても構いませんけど。

◎岡村文化スポーツ部長 今、こちらに届けるように手配いたします。

◎今城委員長 それでは、10分程度休憩しましょうか。再開時刻は2時15分です。

(休憩 14時05分～14時15分)

◎今城委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

法的な問題の可能性がある中の契約について、答弁を求めます。

◎岡村文化スポーツ部長 業務委託契約書の中の条項に、談合などの不正行為があった場合の賠償額の予定についての定めがございます。ですから、先ほど吉良委員から御指

摘がありましたように、仮に独占禁止法上の処分の対象となるようなことがあれば、この契約書の条項、そしてその他の様々な材料を基に、弁護士ともしっかりと相談させていただきまして、県としてどういう対応を取るのかということについては検討させていただきます。

◎吉良委員 よかったですね。どれぐらいの契約金額のどれぐらいの率で違約金を取るのかというのは、その額だとか率については触れていませんか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 条項によって少し違うようでございますので、細かくなっておりますけれども、例えば委託料の10分の1の相当という字句がございます。

◎吉良委員 分かりました。今後も公正取引委員会等に情報も提供しながら、対応を進めていっていただきたいと要望しておきます。

◎西内（隆）委員 委員から様々議論が出ましたけども、私からは1点。先ほど坂本委員からも言われました12月26日の時点でB社からの連絡があったと。A社から辞退の要請があった旨も、課長の答弁によると聞いておったということでありました。今回の警備ではなく、一般的にこういう契約あるいは公募をしたとして、参加者から同様の情報提供があった場合に、通常どういう対応を県は取るべきなのかということについて、答弁いただけたらお願いします。

◎岡村文化生活スポーツ部長 今回のように、プロポーザルの案件についての県庁内における他の事例というのは、確認したところ承知ができませんで、本来どうすべきかということとはひな形としてはございませんけれども、今回私どもが取らせていただいた対応、すなわち事案を把握した時点で、関係者からしっかり事情を聞かせていただく。そして、そのことをもって弁護士にも相談する。そして、犯罪のおそれがあるということであれば、警察本部や公正取引委員会に情報を提供し、その調査に全面的に協力すると、これができることではなかったかと思えますし、実際に私どもが取らせていただいた対応でございます。

◎西内（隆）委員 そういう意味においては、本来12月26日の段階でその手続が取れていたら、理想的といいますか、本来あるべきだったんだろうと思えます。その点については、今後このようなことのないように、県庁の皆さんもしっかり今後の様々な契約に関して、対応できるように取組を進めていただければと思います。

◎坂本委員 今の部長の答弁でいくと、2月2日に事案の発覚があって、それから取った対応は妥当だったんじゃないかみたいな言い方をするけども、その事案が発覚したのは12月26日だったのではないかという疑問があるわけです。一方の側から口頭で言われている。そのとき一方の側から言われたら、やっぱりそこで本来ならばそのプロポーザル審査を止めて、もう一方の側に、こういうことを言われているけど本当にあったんですかということを確認せないかんですよ。それもないままにやっておいて、なおかつ1月5日には

委託先に対して候補者決定通知を出しているわけですね。まずは、やっぱり12月26日の段階で止めるべきだったという反省に至らなかったら、同じようなことを繰り返すんじゃないですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 今回の案件につきましては、12月26日の時点では、そこまでの思いが至らなかったということでありますけれども、今回このような事案が起きたわけですから、当然今後におきましては、より丁寧に注意を払って、対応していくべきであると考えております。

◎依光委員 12月26日に口頭でB社から辞退の連絡があったときに、A社から辞退要請があったということをお聞きしているんですね。そのことをプロポーザル審査委員会に、B社から辞退があったと、その中でこんな話があったということは伝えていますか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 審査委員会の中では、参加の辞退があったということのみ伝えております。

◎依光委員 そこも残念ですね。それ以前に、先ほど坂本委員が言われるように、その話があったときに一度確かめるべきではなかったかと思うんですけど。

◎岡村文化生活スポーツ部長 いろいろ御指摘いただくとおりであります。今後におきましては、プロポーザルの審査の段階で何らかの、例えば誓約書的なものを頂くのかどうか分かりませんが、そういった工夫も検討しながら、再発の防止といえますか、こういった事案が起こらないように、より注意を払っていきたいと考えております。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、文化生活スポーツ部を終わります。

#### 《公営企業局》

◎今城委員長 次に、公営企業局について行います。

それでは、議案について局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承を願います。

◎笹岡公営企業局長 それでは、公営企業局提案の議案について総括説明をさせていただきます。

公営企業局提出の議案は、電気事業、工業用水道事業、病院事業の各会計の当初予算3件と、病院事業会計の補正予算1件をお願いしております。その他報告事項が2件ございます。

まず当初予算の議案につきまして、お手元の危機管理文化厚生委員会資料（議案参考資料）の青ラベル、公営企業局をお願いします。

まず、1ページ目、A4横の資料になりますが、1電気事業会計でございます。水力発電所3か所と風力発電所1か所の運営に係る予算を計上しております。

令和5年度予算の枠の左側、収益的予算の表でございますけれども、収入の令和5年度予算額は17億8,900万円余りで、前年度に比べて4,300万円余り増加しています。主な要因は、売電単価のアップを受けた水力電力料の増加によるものです。支出の令和5年度予算額は15億9,100万円余りで、前年度に比べて4,600万円余り増加しております。主な要因は、水力発電に係る修繕費等の経費の増加によるものでございます。

その結果、収入から支出を引いた収支差のところでございますけれども、収益的収支につきましては、1億9,800万円余りの黒字を見込んでおります。

次に、右側の資本的予算の表ですが、収入の令和5年度予算額は700万円余りとなっております。支出の令和5年度予算額は1億8,000万円余りで、前年度に比べて4,600万円余り減少しており、主な要因は、建設改良費の減少によるものです。

なお、収支差額1億7,300万円余りの赤字につきましては、減債積立金等の内部留保で補填することといたしております。

主な事業内容につきましては、資料右側の水力発電設備の大規模修繕として、杉田発電所の水車発電機のオーバーホール、オーバーホールというのは経年劣化した発電機の分解・精密点検を行いましてメンテを行うものでございますが、オーバーホール等を行う予定としております。

また、下の再生可能エネルギーの利活用等の推進として、市町村等の再エネの取組に対する補助と、知事部局の再エネ事業のための一般会計への繰り出し、昨年9月議会で御承認いただいた海洋温度差発電の可能性に関する基本調査を行う予定としております。

続きまして、資料左側の中段辺りになりますけれども、2工業用水道事業会計でございます。鏡川工業用水道と香南工業用水道におきまして、企業への工業用水を安定的に供給するため、施設の適切な維持・運転管理などに要する経費を計上しております。

令和5年度予算の枠の左側、収益的予算の表でございますが、収入の令和5年度予算額は2億9,400万円余りで、前年度に比べまして1,500万円余り減少しております。主な要因は、減価償却に伴う補助金等を収益に計上する長期前受金戻入の減少によるものでございます。支出の予算額は2億8,600万円余りで、前年度に比べまして200万円余りの増加となっております。

その結果、収入から支出を差し引きました収支差であります収益的収支につきましては、800万円余りの黒字を見込んでおります。

次に、右側の資本的予算の表でございますけれども、支出のみ計上しております。令和5年度予算額は5,400万円余りと、前年度より4,100万円余りの減となっております。主な要因は、今年度予算で計上している鏡川工業用水道の管路更新関係予算が事業実施再検討となりまして、令和5年度計上していないことなどにより、建設改良費の減少によるものでございます。

なお、収支差額の5,400万円余りの赤字につきましては、減債積立金等の内部留保で補填することとしております。

続きまして、2ページをお願いします。3病院事業会計です。あき総合病院と幡多けんみん病院の両県立病院の経営に係る予算です。

令和5年度予算の枠の上段の収益的予算の表でございますけれども、収入の令和5年度予算は153億5,300万円余りで、前年度に比べ2億9,600万円余りの増となっております。主な要因は、両県立病院の入院患者数が増加するものとして、入院収益の増加を見込んだことなどによるものでございます。支出の令和5年度予算額は161億3,600万円余りと、前年度に比べ5億9,300万円余りの増加となっております。主な要因は、電気料高騰による光熱水費の増加や減価償却費の増加などによるものでございます。

その結果、収入から支出を差し引いた収支差額は、表の下から2行目のところでございますけれども7億8,300万円余りの赤字となっております。

次に、下段の資本的予算の表の収入の令和5年度予算額は13億2,600万円余りで、企業債の減少などによりまして、前年度より15億6,500万円余りの減少となっております。支出の令和5年度予算額は18億2,600万円余りと、前年度に比べ12億8,800万円余りの減少となっております。主な要因は、今年度予算に計上しております幡多けんみん病院の医療情報システムの更新の完了によるものでございます。

収支差額5億円余りの赤字につきましては、過年度の損益勘定留保資金で補填することとしております。

右側に、資本的予算による主な医療機器等の整備内容について記載しております。

資料下段は、令和3年3月に策定しました第7期経営健全化計画の取組でございます。下の重点取組項目に掲げる5つの取組を着実に推進することによりまして、医療サービスの質の向上を病院経営の健全化へ確実につなげ、地域で安心して住み続けられる医療提供体制の整備を進めてまいります。

なお、資料に記載しておりませんが、今の計画が令和7年度までの計画期間となっております。昨年、国から新たに公立病院の経営強化のためのガイドラインが出されましたことから、これを基にして来年度新たな健全化計画を策定する予定となっております。

次に、3ページをお願いします。A4縦の表で病院事業会計の補正予算でございます。まず、収益的予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者数の増加に伴う幡多けんみん病院の薬品費の増額補正をお願いするものでございます。また、資本的予算につきましては、今年度の内部留保の状況を踏まえまして、一般会計からの借入金の減額補正を行うものでございます。

最後に報告事項でございますが、電気事業では甫喜ヶ峰風力発電所の今後の対応について、病院事業では県立病院における医療事故の包括的公表についての2件につきましては、

御報告いたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

◎**今城委員長** 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈電気工水課〉

◎**今城委員長** 初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎**三宮電気工水課長** 提出議案は、令和5年度電気事業及び工業用水道事業会計当初予算でございます。それでは資料①令和5年2月高知県議会定例会議案（当初予算）の51ページをお願いします。

第21号議案令和5年度高知県電気事業会計予算でございます。公営企業局が運営する水力発電所及び風力発電所の事業に係る収入・支出など、電気事業の経営に関します事項を示しております。

第1条総則から第8条たな卸資産購入限度額までの全8条でございます。

第2条業務の予定量は、供給電力量を規定しております。水力発電所の供給電力量は1億6,000万キロワットアワー余りを、風力発電所の供給電力量は170万キロワットアワー余りを見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど議案説明書で説明いたします。なお、第4条の資本的支出に対する収入不足額は、括弧内に記載していますとおり、減債積立金などにより補填することとしております。

次に、52ページをお願いします。第5条は流用できる各項の経費を、第6条は議会の議決がなければ流用できない経費を、第7条は一般会計からの補助金額を、第8条は棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めております。

次に、53ページをお願いします。第22号議案令和5年度高知県工業用水道事業会計予算でございます。鏡川工業用水道と香南工業用水道の事業に係る収入・支出など、工業用水道事業の経営に関します事項を示しております。

第1条総則から第9条たな卸資産購入限度額までの全9条でございます。

第2条業務の予定量は、給水量などを規定しております。鏡川工業用水道は高知市内の給水先48社に年間887万立方メートル余りを、香南工業用水道は香南市内の給水先1社に年間98万立方メートル余りを予定しております。

第3条収益的収入及び支出と、54ページに記載しております第4条資本的支出につきましては、後ほど議案説明書で説明いたします。

なお、第4条資本的支出に対する収入不足額は、括弧内に記載していますとおり、減債積立金などにより補填することとしております。

第5条債務負担行為につきましては、鏡川魚族放流事業負担金の経費1,000万円余りにつ

いて、期間とともに限度額を定めております。

第6条は流用できる各項の経費を、第7条は議会の議決がなければ流用できない経費を、第8条は一般会計からの補助金額を、第9条は棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めております。

それでは、電気事業会計の第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出の主な項目につきまして説明いたします。資料②令和5年2月高知県議会定例会議案説明書(当初予算)の901ページをお願いします。

4 予算内容の説明の収益的収入及び支出は、水力発電と風力発電の経営活動に係る収支予算となっております。

収入の総額は、第1款電気事業収益の予定額に記載していますとおり17億8,900万円余りを予定しております。収入の主なものは、第1項営業収益のうち売電料金収入によるもので、水力電力料17億4,200万円余りを、風力電力料3,600万円余りを見込んでおります。

次に、902ページをお願いします。支出の総額は、第1款電気事業費用の予定額に記載していますとおり15億9,100万円余りを予定しております。第1項営業費用の水力発電費には、各発電施設の修繕費や減価償却費などを計上しております。

903ページから904ページにかけては、出先機関の発電管理事務所、総合制御所に係る費用を計上しております。内訳としましては、人件費、漁業補償費、発電施設の所在市町村への交付金、水利使用料、永瀬ダム管理費の分担金などとなっております。

904ページから905ページにかけては、一般管理費としまして本局における人件費や、905ページの下から9行目の雑費に記載していますダム周辺環境整備事業に対します交付金、物部川水源の森整備事業費補助金などを計上しております。

905ページから906ページにかけての風力発電費には、甫喜ヶ峰風力発電施設の修繕費や市町村交付金、減価償却費などを計上しております。

906ページの中ほどの第2項財務費用には、企業債の支払利息を計上しております。

第3項営業外費用には、新エネルギー推進費としまして海洋温度差発電可能性調査等業務の委託料や駐車場の管理経費、消費税などを計上しております。

以上の結果、収支としましては1億9,800万円余りの利益を見込んでおります。

次に、907ページをお願いします。資本的収入及び支出には施設の建設改良など、資産の増減に係る収支を計上しております。収入の総額は700万円余りでございます。これは平成30年度末に香南工業用水道の整備事業費としまして、工業用水道事業に貸付けを行いました1億2,000万円余りの償還金の受入れでございます。

908ページをお願いします。支出の総額は、第1款資本的支出の予定額に記載していますとおり1億8,000万円余りを予定しております。

第1項建設改良費の内訳としまして、第1目水力発電設備は、各発電所の機械装置など

の更新に要します経費で、主なものとしまして、杉田発電所の水車発電機ほか機器改良としてオーバーホールに伴う機器の更新費用などを計上しております。

第3目の地域振興費には、再生可能エネルギーの利活用に取り組む市町村などを助成するための費用を計上しております。

第2項企業債償還金は、建設改良に充当しました企業債の償還元金でございます。

次に、909ページをお願いします。第3項の繰出金ですが、県内の再生可能エネルギーを活用した取組を積極的に支援する目的で、地域振興積立金を財源としまして、一般会計に繰り出しを行うこととしております。

電気事業会計の当初予算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計の第3条収益的収入及び支出と第4条資本的支出につきまして説明いたします。

935ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入の総額は、第1款工業用水道事業収益の予定額に記載していますとおり2億9,400万円余りを予定しております。収入の主なものは、第1項営業収益のうち、給水収益では鏡川工業用水道では1億5,600万円余り、香南工業用水道では3,000万円余りの料金収入を予定しております。

936ページをお願いします。支出の総額は、第1款工業用水道事業費用の予定額に記載していますとおり2億8,600万円余りを予定しております。第1項営業費用の鏡川工業用水道事業の給水費には、総合制御所における人件費や修繕費、動力費など、給水施設の維持管理に要します費用としまして9,300万円余りを計上しております。主なものとしましては、中ほどより少し下の送水ポンプ運転に要する動力費などがございます。

続きまして、937ページをお願いします。香南工業用水道事業の給水費には、総合制御所における人件費や修繕費、動力費など2,200万円余りを計上しております。

937ページから938ページにかけましての第2目一般管理費には、本局における人件費などのほか、雑費としまして鏡川工業用水道事業の利用拡大を図るための給水施設整備事業費補助金などを計上しております。

939ページをお願いします。第2項営業外費用には、企業債などの支払利息、駐車場事業の運営経費、消費税など1,000万円余りを計上しております。

以上の結果によりまして、収支としましては800万円余りの利益を見込んでおります。

940ページをお願いします。資本的支出につきまして、支出の総額は5,400万円余りでございます。第1項建設改良費の内訳としまして、第1目有形固定資産は、鏡川及び香南の工業用水道事業における改良工事費用や、鏡ダムの共有設備の更新に係る負担金などを計上しております。

第2項は、過去に鏡川工業用水道の配水管布設に充当しました企業債の償還元金でございます。



第3項は、香南工業用水道事業の整備に係る電気事業会計からの借入金の償還元金でございます。

工業用水道事業会計当初予算の説明は以上でございます。

電気工水課からの説明は以上でございます。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

#### 〈県立病院課〉

◎今城委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎石邑県立病院課長 令和5年度病院事業の当初予算議案につきまして、説明させていただきます。なお、議案書ではなく、お手元にお配りしております危機管理文化厚生委員会資料、令和5年2月定例会（議案参考資料）と書かれました資料で説明させていただきますので、赤のインデックスの県立病院課のページをお願いいたします。

資料の1ページ、令和5年度当初予算説明資料でございます。まず、1業務の予定量でございます。病院別に入院・外来のそれぞれの1日平均患者数や、延べ患者数などについて記載しております。上の表があき総合病院で、下の表が幡多けんみん病院になります。

あき総合病院は、令和2年度、3年度とコロナの影響により入院・外来とも患者数がコロナ前より少ない状況が続いておりましたけれども、令和4年度はコロナ前の状況に戻つつあります。一方、幡多けんみん病院は、令和2年度はあき総合病院と同様に患者数が減少傾向にありましたけれども、令和3年度は回復の兆しを見せており、このまま令和4年度も回復し続けることを期待しておりましたけれども、第8波の影響を特に強く受けまして、再び患者数が減少する見込みとなっております。来年度につきましては、両病院とも患者数はコロナ前とおおむね同等程度と見込んでおまして、あき総合病院の1日当たりの入院患者数は234.9人、外来患者数は456.8人、幡多けんみん病院は入院患者数を223.6人、外来患者数は484.5人と見込んでおります。

次に、2ページは収益的収入及び支出でございます。右から3列目の病院事業合計の欄をお願いいたします。

収益のうち、医業収益は117億9,900万円余りでございます。その内訳としましては、入院収益は79億8,000万円余りで、対前年度でプラス4億1,700万円余りを見込んでおります。

また、外来収益は31億8,900万円余りで、対前年度で1,200万円余りの減を見込んでおります。

その他医業収益は6億2,800万円余りで、対前年度比3億3,100万円余りの増となっておりますけれども、これは国の決算統計に合わせまして、救急医療や医療相談に係る繰入金

を、他会計負担金からその他医業収益に移行したことによるものでございます。

次に、医業外収益は35億5,300万円余りでございます。このうち、他会計負担金が18億3,300万円余りでございます。これは、僻地医療や小児周産期医療などの政策医療に係る一般会計からの負担金でございます。なお、対前年度でマイナス2億1,000万円余りとなっておりますけれども、これは先ほどその他医業収益のところでも申し上げましたように、救急医療等の繰入金を移行したことによる減のほか、小児周産期や結核などによる感染症のための空床補償の増によるものでございます。

また、その下の他会計補助金は9億600万円余りでございます。内容としましては、医師確保対策や基礎年金の拠出などでございます。なお、前年度比でマイナス3億2,000万円余りとなっている要因は、新型コロナに係る空床補償の動向が明らかでないため、空床補償に係る補助金を計上していないことなどによるものでございます。

以上、収益の合計は153億5,300万円余りとなっております。

続きまして、費用でございます。まず、医業費用は158億1,400万円余りを見込んでおります。前年度と比較いたしまして、6億1,200万円余りの増でございます。

医業費用のうち、給与費は84億200万円余りで、前年度と比較いたしまして1億8,800万円余りの増でございます。このうち、給料・手当等は5,700万円余りの増となっており、このほかには退職手当の引当金や法定福利費の増などがございます。

次に、材料費の26億2,600万円余りにつきましては、薬品費や診療材料費などが主なものでございます。

経費の35億9,500万円余りにつきましては、委託費や報償費、光熱水費などが主なものでございます。前年度と比較しまして2億4,000万円余りの増となっておりますけれども、これは電気料金の高騰により、光熱水費が2億1,000万円余り増となっていることによるものでございます。

減価償却費は10億9,700万円余りでございまして、前年度と比較しまして1億5,400万円余りの増となっております。これは、幡多けんみん病院の医療情報システムの更新が完了し、減価償却が始まることによるものでございます。

続きまして、医業外費用は2億4,600万円余りでございます。これは、主に企業債の償還利息などでございます。

以上、費用の合計は161億3,600万円余りでございまして、前年度と比較しまして5億9,000万円余りの増となっております。

次に、その下の当年度損益を御覧ください。ただいま説明いたしました収益と費用の差額になりますけれども、7億8,300万円余りの損失を見込んでおります。前年度と比較しますと、2億9,600万円余り損失が増加しております。

その下の経常収支でございます。予算編成時には予測しない経費等への措置も必要であ

りますことから、7億800万円余りの赤字を見込んでおりますけれども、質の高い医療の提供と経費削減など経営努力により圧縮に努めてまいります。

一番下の項目、収益資金過不足額を御覧ください。これは、収益や費用のうち減価償却費、資産減耗費など現金の移動を伴わないものを除いた現金ベースの金額でございます。収益的資金収支は1,900万円余りの黒字を見込んでおります。

次に、3ページをお願いいたします。3資本的収入及び支出でございます。左から3列目の令和5年度当初予算額の欄を御覧ください。

資本的収入のうち、1企業債の3億3,800万円余りは、両病院の医療機器等の整備に企業債を充当することとしております。

3負担金は、地方公営企業法に基づく一般会計からの負担金で、企業債の元金償還金の2分の1相当額などでございます。

以上、資本的収入は合計で13億2,600万円余りを見込んでおります。

次に、資本的支出でございます。1建設改良費は、医療機器や病院設備などの整備のための費用でございます。

1改良費としまして、両病院の医療機器や病院設備の整備のための費用等としまして、3億4,800万円余りを計上しております。内訳は、後ほど次のページで御説明させていただきます。

次に、2企業債等償還金14億7,800万円余りは、病院事業債の元金の償還に要する経費でございます。

以上、資本的支出の合計は18億2,600万円余りとなっております。

4ページをお願いいたします。こちらに先ほど申し上げました建設改良費の主な項目をまとめております。

まず、あき総合病院でございますけれども、経年劣化した白内障手術装置などの機械備品を更新する費用としまして6,700万円余りを計上しております。

次に、幡多けんみん病院でございますが、あき総合病院と同様に経年劣化したり故障などという物がございまして、更新が必要となっております手術用ナビゲーションユニットや超音波診断装置などの機械備品の整備としまして2億7,500万円余りを計上しております。

それと緊急対応分として500万円を計上させていただいております。

次に、5ページは4債務負担行為でございます。

合わせて6件ございますけれども、一番上と上から4つ目の両病院に係る電気料金、それから上から3つ目と5つ目の両病院に係る清掃業務委託料は、いずれも特定調達契約の対象であり、入札に一定の期間を要するため債務負担をお願いするものでございます。

次に、上から2つ目のあき総合病院の検体検査業務委託料と一番下の幡多けんみん病院

の滅菌業務委託料は、業務の専門性が高く、業務の実施体制を見極めるため、令和5年度中にプロポーザル方式により契約の相手方を選定する必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上が、令和5年度当初予算の説明でございます。

続きまして、補正予算の説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。収益的支出及び資本的収入について補正をお願いするものでございます。

1 収益的支出につきましては、幡多けんみん病院で昨年度までは国から無償提供されておりましたコロナの治療薬の使用料が、第8波の影響により大幅に増加したことによりまして1億2,100万円余りの増額補正をお願いするものです。

次の2 資本的収入ですが、一般会計からの借入金として3億200万円余りを当初予算に計上しておりましたけれども、令和3年度決算で資金収支が4億6,000万円余りのプラスとなりまして、これらを内部留保に積み増すことができましたことから、借入れを行わないこととしたことにより減額補正をお願いするものです。

説明は以上になります。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎西内（隆）委員 資料②の959ページですが、資金期末残高は間違っていないですか。その手前の資金期首残高と資金減少額を組み合わせたら減ってないといかないのではないですかね。私の見方が間違っているかも。

◎石邑県立病院課長 ここは資金減少額がマイナスになっております。実質プラスになるんですけど、書き方がちょっと、失礼いたしました。

◎西内（隆）委員 減少額のマイナスだからか。ごめんなさい。そうですね。

◎坂本委員 県は、5月8日以降にコロナが5類相当になったときのいろんな計画を4月中につくるということになっていきますけども、そのことに伴う、例えば県立病院の医療体制をどうするかといったことは、県と協議しながら進めていくことになるんでしょうか。

◎笹岡公営企業局長 知事部局の所管は医療政策課になりますけども、具体的な協議は多分まだ個別に来ていないと思います。今、いろいろマスコミ等でも病院がいろんな意見を言っておりますけれども、各病院に聞いたところ、何か体制が直ちに変わるとか、何か今までの取組が変わるとかいうスタンスではなくて、基本的には今の体制を維持しながら、コロナの状況に対応していくというような考え方で臨みたいというふうに各病院の院長は言っております。

ですから、そこには例えば病床の確保についても、財源措置がどうなるのかという動きも見ていく必要がありますけども、一定は今の体制を基本に、例えばコロナが急増するとか、第9波が来る可能性もありますので、それに備えた対応はきちんと取れるようにしますし、院内の感染への対応についても、今までどおりの対応を当面は続けていきたいとい

うようなことを基本にしていくと聞いております。

◎坂本委員　そういうふうには考えているとすれば、いわゆる病床確保とかは継続して行うということですか。

◎笹岡公営企業局長　先ほど言ったように、財源措置について、知事部局を通じて病床確保の補助金が来るわけなんですけど、その措置がどんな内容になるか分からないところがあるんですけども、一定の措置が当面はなされるだろうという前提も踏まえて、ある程度受け入れられるような体制は確保しておきたいという考えは持っております。

◎坂本委員　そういうことで県の予算は、コロナ対応の財源措置が続くということを前提にして、10月までかを計上していると思うんです。けど、さっきのお話だと、空床補償の補助金とかはもう計上してないというお話でしたけども、その辺はどうなんですか。

◎石川県立病院課長　一定措置されるのではないかという思いは我々も持っておったんですけども、額がどの程度になるかさっぱり読めないというところがございます、ここは一旦厳し目に見込んでおいて、措置されることになりましたら、またそれを受け入れて対応させていただきたいと考えております。

◎笹岡公営企業局長　補足になりますけども、今課長が言ったように、補助金は来ないという前提で厳し目に見つても、患者が一定は増えるだろうという前提で収支予算を組んだところ、資金収支は一応回るという形が確認できておりますので、ある程度大丈夫だろうという前提では予算を組んでいるような形になっております。

◎西内（健）委員　幡多けんみん病院の機器の導入についてですけども、健康政策部で地域医療連携推進法人の構想があるという話が出ていましたが、幡多地域全体で機器を各病院がどのように取りそろえていくのかという今後の方向性なんていうのは話し合ったりしているのでしょうか。

◎石川県立病院課長　地域医療連携推進法人は、幡多地域で、現場の病院で協議を進めておりますけれども、大きな方向性が決まっているというようなことで、これからどういったものにしていくのかということを決めていきますので、まだお話できるほどの中身のもの、今のところではないというような状況になっております。

◎西内（健）委員　まだ具体的に決まってないんでしょうけど、それぞれの機器で、例えば点検とかいろんなメンテナンスの作業なんかも、メーカーが違えば両方で費用がかかったりとか、2台とも同じメーカーであればメンテナンスコストが安く上がるとか、いろんなことが考えられると思うので、その辺も留意しながら構想を進めていただきたいと思います。

◎石川県立病院課長　御指摘のような点も踏まえまして、いかに経費を削減していくかというような視点も大事に考えていきたいと思っております。ただ、自治法なんかがあつて会計的にルールがいろいろあると思います。その辺は、なお確認しながら進めていきたい

と思います。

◎**今城委員長** 質疑を終わります。

以上で、公営企業局の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎**今城委員長** 続いて、公営企業局から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

甫喜ヶ峰風力発電所の今後の対応について、電気工水課の説明を求めます。

◎**三宮電気工水課長** それでは、公営企業局で運営しております甫喜ヶ峰風力発電所の今後の対応につきまして説明させていただきます。

お手元の危機管理文化厚生委員会資料の令和5年2月定例会（報告事項）、公営企業局の赤色インデックス、電気工水課をお願いします。A4横カラーの資料、甫喜ヶ峰風力発電所の今後の対応についてでございます。

資料の左側の枠囲み、1風力発電事業の現状でございます。まず、①既設風車の現況でございますが、現在、公営企業局では香美市土佐山田町の県立甫喜ヶ峰森林公園内に2基の風車を設置し、風力発電を行っております。運転開始から19年が経過し、固定価格買取制度FITによる買取期間は令和6年5月末までとなっております。なお、表の右側には、令和元年8月末までの20年間余りを運転し、その後撤去を行いました大豊風力発電所について参考にお示ししております。

次に、②FIT期間終了時の収支見込でございます。この表の下から2行目に記載のとおり、概算の撤去費用6,000万円ほどを含めて、発電所の運転開始から廃止までの全体の損益収支は4,700万円ほどの黒字を見込んでおります。

また、減価償却費など現金の支出を伴わない費用を除いた現金収支では、2億5,300万円余りを見込んでおりまして、建設時に要しました自己資金2億700万円余りの投資資金の回収は十分できるものと考えております。

次に、風力発電事業の現状における③課題としましては、設備の経年劣化も進み、保有する予備品では対応できない部分の故障や、不具合原因の特定、部品調達に期間を要するといった事象が生じております。このため近年は、修繕費用の増加や、部品を海外から調達する必要があるため停止時間の長期化により発電電力量が減少しております。FIT期間終了後の売電料金に関しましては、過去の風力発電所撤去時の実績や、他の事業者の価格動向などを見極めると、売電価格は低下するものと考えております。

次に、建て替えなどの可能性の検討を行ったものが、資料の中央から右側の枠囲みの2リプレースなどの検討でございます。

まず、①リプレースの検討につきましては、平成29年度に実施しましたリプレース可能性調査にて、事業性は厳しい評価でありました。今回改めて経費の検証や見直しにより収

支の試算を行いました。風車の導入に当たっては、風車運搬の現地における搬入路の制約と連系可能容量が1,500キロワットであることを踏まえ、規格に適合する海外製2,300キロワット1基を選定し、年間発電電力量350万キロワットアワー余りと設定しました。また、建設費用などの事業費は、他県事例を参考に9億5,000万円として、リプレースをした場合の1キロワットアワー当たりのF I P価格の13円を持ちまして、20年間の収支を試算いたしました。

その試算結果を右側に示しております。定期点検や故障などによる停止率を設定して試算しております。停止率10%とは、経済産業省の公表値を参考にしたものであり、停止率15%とは甫喜ヶ峰風車の実績値に近いものでございます。それぞれ20年間の損益収支を試算いたしましたが、5億円から6億円余りの赤字となる見込みであり、建て替えは厳しいと評価をいたしました。

次に、資料の中段でございます。F I T期間終了後において一定期間営業運転を行うこととする②継続使用の検討でございます。既設風車のメンテナンスをしながら営業運転を継続した場合には、先ほど申しました故障停止のリスクや修繕費用の増加などが見込まれます。また、売電単価では、過去に運営していた野市風力発電所のF I T期間終了後の単価や大豊風力発電所の撤去時に検討した単価、また、梶原町の単価などを参考にすると、1キロワットアワー当たり7円から10円までが想定され、売電単価の低下が見込まれます。

その右側には、売電単価7円と10円のケースで、1年間の収支を試算した結果を示しております。損益収支は300万円から700万円余りの赤字となる見込みであり、継続使用でも厳しいと評価をいたしました。

こうした状況を踏まえまして、表の下段の③まとめ、リプレースなどの検討結果でございます。既設風車の建て替えや継続使用について、採算性は非常に厳しいものと判断いたします。したがって、その枠の右側になりますが、F I T適用期間である令和6年5月末までは営業運転を継続し、その後、速やかに風車などの発電設備を撤去したいと考えております。

一方で、公営企業局としましては、新たな再生可能エネルギーの導入促進にも今後とも挑戦してまいりたいと考えております。来年度の経営戦略の改定の中で検討し、その内容を盛り込むこととしたいと考えております。

最後に、④今後の予定でございます。風車などの発電設備については、県立自然公園内に事業用地をお借りして設置しておりますので、所管する林業振興・環境部との調整を行いながら、撤去費用の予算化などの準備を進め、令和5年9月議会で補正予算を提出させていただく予定であります。お認めいただいた場合には、令和5年度内に工事発注を行い、令和6年5月末をもって発電を終了し、その後速やかに現地工事を進めていきたいと考えております。

電気工水課からの説明は以上でございます。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎西内（隆）委員 費用の撤去分というのは、純粹にどのぐらいですか。甫喜ヶ峰と大豊、それぞれお願いします。

◎三宮電気工水課長 ここでは、大豊風力発電所時代を参考にしまして、6,000万円余りを見込んで収支を計算しております。

◎西内（隆）委員 その撤去というのは、設置前の状態に戻すような形をいいますか。

◎三宮電気工水課長 ここで想定しているものは、上物というか、基礎はちょっと残すような形には検討しています。

◎西内（隆）委員 それで後の管理がちゃんとしっかりできるように善処していただきたい。そこでずさんなことになっていけば、後々追加の費用も発生してしまいますので、よろしく願いいたします。

こういった知見から引き続き再生可能エネルギーに取り組んでいきたいというお話でしたけれども、例えば風力なんかは今後建てていったとしても、いろいろと厳しい状況が何となく見えてくるわけなんですけれども。その辺りは、課長の中ではやり方によっては費用対効果でも何とかなる方法があるという理解で、今後もできる限りチャレンジしていきたいという考えですか。

◎三宮電気工水課長 委員のおっしゃるとおり、なかなか風力発電所というのは、我々がやってきた小規模のところは非常に厳しいというのは分かります。民間の商社がやっている大規模風力でかなりの採算性があるから、民間はやっているという認識でおります。

ただ、その分野で競合して競争するというのも、なかなかこれも勝負も厳しいというふうには感じておりますので、可能な範囲で、数年前にもチャレンジはしましたが、小水力の本当に小さいものからでも調査でもできたらいいなと考えております。

◎今城委員長 質疑を終わります。

次に、県立病院における医療事故の包括的公表について、県立病院課の説明を求めます。

◎石邑県立病院課長 それでは、お手元の報告事項と書かれた資料の赤のインデックス、県立病院課のページをお願いいたします。今回御報告する医療事故等は、本年度4月から9月までに発生いたしました令和4年度上半期の県立病院の医療事故等の包括的公表でございます。

まず、1医療事故の公表基準等についてですが、県立病院では、医療事故を防止し、安全性を高めるため、病院内で起きた事例について情報収集に努め、その原因の究明を行った上で、医療従事者間での情報共有と必要な再発防止策の徹底を図っております。

公表につきましては、高知県立病院医療事故公表基準に基づきまして、患者さんが廊下で転倒したとか負傷した事例のように医療行為とは直接関係ない場合とか、患者さんへの



被害は発生していないものの、診療の場で「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたインシデントの事例なども含めて公表するようにしております。

レベル別の公表基準を図表でお示ししております。黄色で色塗りされた包括的公表に該当するものを報告させていただきます。なお、レベル3 bの濃厚な処置や治療を要した場合及びレベル4 bの永続的な障害が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う場合、さらにはレベル5の死亡した場合に該当するもののうち、病院に過失の疑いがあるものについては、個別に事故の概要や対策を公表することとしておりますけれども、今回は該当ございませんでした。

次に、2医療事故等の件数を御覧ください。表の一番下の計のところですが、両病院合わせますと、令和4年度上半期の医療事故等は1,200件となっております。医療事故等について、レベル別に言いますと、そのほとんどは患者に実害のなかったレベル1のインシデント事例、治療の必要性がなかったレベル2の事例となっております、この2つは全体の97%を占めております。これに簡単な処置や治療を要したレベル3 aの事例を含めると全体の99.8%となっております。

また、昨年9月定例会で、令和3年度下半期の状況を御報告させていただきました際に、他の病院との比較ではどのような状況かといった御意見を頂いておりました。資料にはございませんけれども、ホームページでデータを公表しておりました高知医療センター、近森病院の状況と比較して御説明させていただきます。なお、近森病院が県のレベル3 b以上に該当すると思われる部分を合計した形で公表しておりますので、それに沿って御説明させていただきます。

令和3年度の1年間の状況になりますが、レベル3 b以上に区分されるものは、あき総合病院が病床100床当たりで見ますと1.9件、同様に幡多けんみん病院は0.7件、高知医療センターは2.6件、近森病院は11.3件となっております。あき、幡多ともに、3 b以上は病床100床当たりで見ると年間に1件から2件程度となっております、他の病院と比べて特に多いといった状況にはないものと見ております。

次に、3レベル別の事例等を御覧ください。レベル別に事故等の概要を抜粋して記載したものでございます。

レベル1では、入院患者が点滴の針を抜かないよう包帯で保護しておりましたが、針を抜いてしまった事例ですとか、調理員が患者のお膳に主食を載せ忘れた事例などでございます。

レベル2では、高齢で皮膚が脆弱な患者の経鼻チューブを固定するテープを交換する際に表皮が剥がれた事例とか、入院患者の尾てい骨部分に床擦れによる表皮剥離が生じた事例などでございます。

レベル3 aでは、外来の患者が大柄な方でございまして、処置ベッドから車椅子に乗り

移る際に、看護師が1名しかおらず付添人に手伝っていただきましたけれども、車椅子に足を引っかけて転倒し、額から少量の出血があった事例などでございます。

レベル3bでは、患者が病室からトイレに行こうとして転倒し、左大腿骨頸部を骨折し手術を要した事例などとなっております。

表の右側には、再発防止に向けた改善策を記載しており、医療行為のそれぞれの作業、手順において確認を徹底したり、患者の状態観察を強化してまいります。

今後とも、医療事故等の発生の防止に努めつつ、医療事故等が発生した場合には、その原因究明と改善策の検討を行いまして、職員間の情報共有と必要な対策の徹底を図ることによりまして、安全・安心な医療の提供に努めてまいります。

説明は以上でございます。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本委員 レベル区分でレベル2というのは、観察強化が必要となったが処置や治療は行わなかった場合となっておりますが、その下のレベル別の事例で、レベル区分2のところ、皮膚の表皮が剥がれたとか床擦れによる表皮剥離が生じたとか、この人たちは一切治療しなかったわけですか。

◎石川県立病院課長 治療というところまでは、至ってないということになるかと思えます。

◎坂本委員 処置もですか。

◎石川県立病院課長 はい。

◎坂本委員 表皮が剥がれて処置もしなくていいんですか。

◎石川県立病院課長 特に、その処置が必要なほど大きなものではないというふうになるかと思えます。

◎坂本委員 普通、床擦れによって表皮が剥離したとかといったら、何らかの処置はするのかなと思うんですが。処置しないんですかね。

◎石川県立病院課長 薬なんかは塗ってないんですけど、ばんそうこうのようなもので貼っているというのはありますけども。

◎坂本委員 それは処置よね。実際のレベル区分の内容とレベル区分の事例が、ちょっとどうなのかなという感じがします。意見です。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

#### 《健康政策部》

◎今城委員長 御報告いたします。

3月10日の委員会において、坂本委員から健康対策課に対し資料提出依頼があり、それに対する資料の提出がありましたので、委員の皆様へ配付しております。

ここで、健康対策課から提出した資料について説明を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることにします。

◎川内医監兼健康対策課長 10日の委員会におきまして、御指摘のありました実績等について御報告させていただきます。

お手元の資料、2枚目のグラフから御覧いただきたいと思います。

これは、第6波、去年1月からの患者数の推移です。棒グラフが1日当たりの患者数、太い実線が入院患者数、これは7日平均です。同様に、点線が宿泊療養におられた人の数ということです。7月、8月、そして12月、1月とピークがありまして、入院患者数についてもそれぞれピークがあります。入院される患者の割合は第6波のほうが高かったのですが、実数が増えましたので、このようにピークになっております。

一方、宿泊療養については、第6波よりも第7波、第8波の宿泊者数が減少しております。これは、比較的軽症になってきたということと、希望する方もだいぶ減ったということで、確保している宿泊施設の稼働数もそれぞれ変遷がありまして、こういったことも要素となって実績が変わってきた、それが補正にも反映されてきたということでございます。

1枚目の表ですが、全てを言うと複雑ですので簡単に御説明します。

まず、上からの2つ目の検診委託料は、主に検査料の公費負担分です。これを、令和3年度の実績に基づいて令和4年度当初予算を組み、これは10月までは7か月分で組んでおりましたので、9月補正で残り5か月分の補正をしています。2月補正で実績見込みに基づいて、件数が減ったものは減額というのが大体主なものです。令和5年度の当初予算については、令和4年度の実績見込みに基づいて積算しているものです。

ただ、右から3つ目の列の令和4年度の予算計、2月補正後のものですが、この中から事業間で流用または更正をかけていますので、決算書は大分変わってきます。この年末時点の決算見込みに基づいて当初予算を組んでいますので、純粹にこの令和4年度の予算計の12分の7が令和5年度の当初予算となるわけでもありませんので、そこは御留意いただければと思います。

戻りまして、その次の宿泊療養施設運営委託料は、宿泊療養施設の運営に要する経費と、宿泊療養施設の確保料が入っています。

1つ飛んで、自宅療養者等生活物資支援事業委託料は、生活支援物資の調達と配送を委託しておりまして、これも実績に基づいてそれぞれ補正をしています。

それから1つ飛んで、感染拡大傾向時検査等委託料は、いわゆる無料検査で、PCRセンターや薬局等での検査です。当初予算を年間14万回で見込んでおりました。最終的には、補正はしておりませんが若干の残が出る見込みです。令和5年度当初予算が10億円ほど減になっておりますが、件数の見込みが11万件程度に減になるということに加えて、令和4年度当初ではPCRの割合が高い積算になっておりましたが、実際はより安価な抗原検査

の実績が多数でしたので、その比率による影響もあります。

次の陽性者診断センターと陽性者オンライン診療センターは、自己検査で陽性になった方のオンライン診断を行ったものです。前者が今年度の夏に診断を行ったもので、後者は処方等も行うもので11月から2月まで実施しています。陽性者診断センターは9月補正をしましたが、11月以降再開が必要になりましたので、陽性者オンライン診療センターについては流用で対応して、2月補正を行っていないというものです。

次の陽性者フォローアップセンターにつきましては、9月27日の発生届の簡素化によって、自己検査の陽性者等の発生届の対象になっていない方のフォローを行うものとして、9月補正で実施しています。これは、実績ベースで令和5年度も予算を組んでいるものです。

そこから6つほど空きまして、新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業費補助金とその下の自宅療養者等支援事業費補助金は、高知市が行う相談事業と自宅療養者への支援助物資の事業費について、国の交付金を得て高知市に所要の事業費を補助する形のものです。後で御説明しますが、この相談窓口については、県と一体化してやっておりますが、12月20日から委託事業になりましたので、来年度の当初予算では補助金は組んでおりません。

それから1つ飛びまして、医療扶助費は、入院等の医療費の公費負担です。特に第7波、第8波で患者数が増えましたので、2月補正でも3億円の増をお願いしております。令和5年度は、実績に基づいて前半分を計上しているものです。

5つほど飛びまして、新型コロナウイルス感染症相談窓口等設置事業委託料は、当初で組んでおりませんが、この相談事業は直営でやっていたものが、先ほど御説明したように12月20日から委託に切り替わりました。この財源は、今年度は流用で対応しておりますので補正は行っておりません。来年度の当初予算に事業費を組んでいるものでございます。

ワクチン接種については割愛します。

以上、簡単ですが説明でございます。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本委員 今、最後のほうで言われた新型コロナウイルス感染症相談窓口等設置事業委託料は予算がゼロなんですけども、それは流用で行ったからという御説明だったと思うんですが。そうだとすれば、ほかのところでも最終的に令和4年度の予算計がゼロのところは、全部流用で行ったという事業と捉えていいわけですか。

◎川内医監兼健康対策課長 そのとおりでございます。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、健康対策課を終わります。

#### 《採決》

◎今城委員長 これより採決を行います。

今回は議案数18件で、予算議案11件、条例その他議案7件であります。

それでは採決を行います。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 挙手多数であります。よって、第1号議案は賛成多数をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第9号「令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第10号「令和5年度高知県災害救助基金特別会計予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第11号「令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第21号「令和5年度高知県電気事業会計予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第21号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第22号「令和5年度高知県工業用水道事業会計予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第22号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第23号「令和5年度高知県病院事業会計予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第24号「令和4年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第31号「令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第31号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第32号「令和4年度高知県災害救助基金特別会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第32号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第41号「令和4年度高知県病院事業会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第41号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第49号「高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第49号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第50号「高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第50号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第51号「高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原

案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第51号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第52号「高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第52号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第53号「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第53号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第54号「高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第54号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第76号「高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第76号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎**今城委員長** 次に、意見書を議題といたします。

意見書案7件が提出されております。

まず、国民の命と平和を守るため「反撃能力」保有の撤回を求める意見書(案)が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎今城委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 我々は、反撃能力の保有が国民の命と平和を守るために必要という立場でございますので、不一致、反対でございます。

◎今城委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書(案)が、自由民主党、日本共産党、県民の会、一燈立志の会、公明党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎今城委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 全会派一致。

◎今城委員長 それでは、正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書(案)が、公明党、自由民主党、県民の会、一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎今城委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)



◎ オッケーです。

◎今城委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、新型コロナウイルス感染症への公費負担継続及び医療体制確保を求める意見書（案）が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎今城委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（小休）

◎ これはいけるがやないが。

◎ 9月までの継続が計画されておまして、まだ一定の公費負担は必要でありますけども、収束するのはなかなか不可能でということ。

◎ 「完全に」はのけるがやなかった。

◎ 残っちゅうね。

◎ のけたら、かまんですか。

◎ そうやけど、持って帰らんと何とも言えん。このままじゃ乗れんねという。

◎ うちも一緒に提出するときに、のけてもらえたらということで提出に名前を連ねたがやけん。だから、のいちゅうと思うちよったけん、残っちゅう。

◎ これは1回、反対させてもろちよって、また出したときに。

◎ 再提出で審議ということ。

◎ いや、これ全会一致やったら文言修正できるがですよね。

◎ そうじゃないと、またこれが再提出ということになるき。

◎ いや、事務局に提出されたときに、「完全に」はのいてなかった。

◎ その段階の資料が今手元になくて。

◎ のけるということでえいきよね。

◎ ただ、ほかの会派が持ち帰らないかんということやったら。

◎ 是非をもうここで判断していただいてよね。多分、そこやと思うがよ。

◎ 「完全に」といったら一体どうなるんでということがあるんで、うちも提案があったときに、「完全に」はのけてもろうたほうがということ。

◎ ぜひ一緒に、うん。

- ◎ 文言修正で「完全に」を取ってもろうて。
- ◎ 「収束するまで」は残るんですか。
- ◎ 「完全に」をのけたらえいが。
- ◎ 収束っていう言葉が確かに完全を含んじゅうといえば、含んじゅうかもしれんね。例えば何て言うかな、下火というか。
- ◎ 何をもって収束というか。
- ◎ それぞれの判断よね。
- ◎ 今ちょっと言った下火という言葉が適当かどうかは分からんけど、何かそこを。
- ◎ 収束するとなると、やっぱり完全にということになるんでしょから。
- ◎ この文言を変えたら。
- ◎ ぜひ一緒にこれ、受けてほしいんだな。
- ◎ 同調できる文言ならいいんですけど。
- ◎ そこは、委員長、副委員長に。
- ◎ そら酷な。
- ◎ 下火ならかまん。
- ◎ そうやけどね、下火、そうよね。
- ◎ 収束が見えつつあるとかよね。
- ◎ 一定なんとかってなるんでしょね。
- ◎ 下火っていうのも、なんか意見書として、いい文言とは思えんですけどね。
- ◎ 一定収束で通用するんなら、それでいいんやない。一定収束、完全収束じゃなくて。完全にはしてないけど、一定ね。
- ◎ 日本語って難しいですね。
- ◎ 落ち着くっていうのが結局、もう少しいい言葉が。
- ◎ 感染症が落ち着くまで、落ち着くというのが分からんね。
- ◎ 落ち着くというのが、医療用語で何かないかね。
- ◎ ここでは一致を見ないということで、再提出で議論させてもらうということで、どうでしょうか。
- ◎ しゃあないね。すいませんね。
- ◎ 再提出は、このままで出るけんね。
- ◎ ああそうか。
- ◎ 一定収束するで、お願いできんろうか。
- ◎ 収束の字を変える。
- ◎ 終わるという字。終わる、息。
- ◎ 終わるといって完全収束のことですよ。

- ◎ どうですか、御意見。同調できる言葉ないですか。
- ◎ 公費負担を落ち着くまでの一定期間継続することとか。
- ◎ 今、第9波までの予定でやっていますわね。9月末。
- ◎ 沈静化が図られるまで。
- ◎ いいですね。
- ◎ 感染症の沈静化が図られるまでの間、継続すること。
- ◎ よろしいですか。
- ◎ そうしましょう。
- ◎ そしたら、その修正で。

◎**今城委員長** 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書(案)が、公明党、自由民主党、県民の会、一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**今城委員長** それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 大丈夫です。

◎**今城委員長** それでは、正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書(案)が、公明党、自由民主党、県民の会、一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**今城委員長** 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 同様に大丈夫です。

◎**今城委員長** 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書（案）が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**今城委員長** それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ うちは、1のマクロスライドの意見書案と連動した対応になっていまして、こっちでも年金を守るために、一定、今の制度下であるべきだという結論を出して、総務委員会では答弁していると思います。それに関連して、そういうことであれば、生活保護だけ上げるという話にはならんということで、反対です。

◎**今城委員長** それでは、正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、17日金曜日午前11時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(15時53分閉会)